

# 明治神宮の復興と発展

—昭和戦後期の変遷を振り返る—

中野裕 三

## はじめに

昭和二十年四月十四日の米軍機による爆撃によって、大正九年に創建された明治神宮の本殿・拝殿等、主要施設は灰塵に帰した。かかる社殿の喪失は、戦後の明治神宮の復興を概観するにあたり、とりわけ重要事項として銘記すべきであろう。その一方、明治神宮の制度上の位置づけも、戦後大きな変容を免れなかった。周知のように、昭和二十年十二月十五日、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は、所謂「神道指令」の発出によって、国家と神社神道との徹底的な分離を断行した。そして、翌昭和二十一年二月二日に公布された「宗教法人令改正」に基づき、戦前・戦中を通じて官幣大社に列格されていた明治神宮は、戦後、一宗教法人としての出発を余儀なくされた。

その後の明治神宮の歩み（昭和六十四年迄）は、勿論、平

坦な道のりではなかったものの、先人達の労苦により、社殿の復興を成し遂げ、社頭の繁栄を実現するに至った。つまり、その間、仮殿の竣功（昭和二十二年）、内外苑の境内地確保（昭和二十七年）、御復興に伴う本殿遷座祭遷御の儀（昭和三十三年）、明治維新百年大祭斎行（昭和四十三年）、そして明治神宮会館の竣功（昭和四十七年）や武道場「至誠館」の創設（昭和四十八年）等、様々な出来事が生じたのである。このように、昭和戦後期の明治神宮の多様な諸相を回顧すると、そこに通底する一貫した理念というものを、簡潔に表現することは聊か難しいかと思われる。しかし、一方に於いて、昭和戦後期の明治神宮の展開を段階的に捉え、それぞれの時期に中心となった動向や理念というものを明確にすることは、ある程度可能であるかと思われる。結論を先に述べるならば、その段階とは、凡そ以下の四期に分類できるのではなからうか。

即ち、第一期は、昭和二十七年に我が国の主権が回復される迄の占領時代が該当する。この時期の主な出来事として、仮殿の竣功や内外苑の境内地確保そして崇敬会の結成等を挙げられよう。続く第二期は、御社殿及び附属施設が竣功され、「御復興」が完了する昭和三十五年迄である。ちなみに、「第一期と第二期」とに通底する理念は、おしなべて祭場の確保を前提とする「祭祀の厳修」の実現ということではあるまいか。第三期は、昭和三十五年から昭和五十年前後迄であり、この時期より、明治神宮は、御祭神の御神徳の宣揚・教化活動、更に敷衍して明治の精神とは何かという問題を、崇敬者に発信する営みを開始している。そして、昭和五十年前後から昭和の終焉に至る第四期には、かかる活動をさらに拡大する形で、国民運動への関与へと展開するのである。

本稿は、以上の四期に区分する分類を踏襲しつつ、それぞれの段階に生じた具体的な内容を記述し、以て昭和戦後期の明治神宮の変遷を概観することを課題とする。

## 一、占領時代と明治神宮

### 第一節 「神道指令」と神社本庁の設立

すでに言及したように、昭和二十年十二月十五日、GH

Qによって発出された「神道指令」は、国家と神社神道との徹底的な分離を命じるものであった。つまり明治四年五月の「神社は国家の宗祀」を規定した太政官布告をはじめ、敗戦に至るまでの膨大な神社関係の法令や制度が廃止され、ここに「国家神道」体制は崩壊した（『神道事典』國學院大學日本文化研究所編、弘文堂、平成六年七月、二二頁）と云われている。そこで、「神道指令」の発出を画期として、どのような神社の制度が廃止されるに至ったのか。その具体的な事例のいくつかを、ここに列挙しておく。

明治四年五月十四日の太政官布告によって、神社は「国家の宗祀」であると規定されると共に、神官の世襲は廃止することが定められた。即ち、社格のある神社に奉仕する神職は、神官（国家の官吏）と位置づけられたのである。その後、明治十二年十一月十一日には太政官の通達により、府県社以下神社神官の等級が廃止され、その身分は寺院の住職と同じ取り扱いにされるようになった。更に、明治二十年三月十八日には官社の神官が廃止され、新たに神職が置かれることとなった。この時点で、伊勢の神宮にのみ神官が置かれ、本官とされたが、他は神職とされ待遇官吏とされた。しかし、明治三十一年に創設された全国神職会は、政府に神社及び神官・神職の待遇改善・地位向上を迫った結果、大正二年四月の内務省訓令第九号「官國幣社以下神

社神職奉務規則」の第一条で、「神職ハ国家ノ礼典ニ則リ国家ノ宗祀ニ従フヘキ職司」と明文化された。

明治四年五月十四日、太政官布告「官社以下定額・神官職制等規則」が公布され、神社の格を大きく官社と諸社とに分類し、官社として九十七社が列格された。官社には官幣の大中小社、国幣の大中小社があり、官幣社は神祇官が、国幣社は地方官が祭るものとされ、それぞれ神祇官の所管とされた。また諸社には府社、藩社、県社および郷社が置かれた。ただし藩社は同年七月十四日の廃藩置県によって藩が消滅したために、実際に藩社に列格された神社はなかった。かくして、近代の社格制度は四年五月の太政官布告でその基礎が成立したのであるが、この時点ではなお流動的であり、その後神社調査の進展によって続々と官社や府県社、郷社に列格、あるいは昇格される神社が増加し、敗戦時には約二百二十余りの神社が官社に列格されていた。近代の神社祭祀は主として明治四年十月に制定された『四時祭典定則・地方祭典定則』によってその基本が樹立され、明治八年四月に制定された式部寮の「神社祭式」によってより一層の整備がなされた。以後、この「神社祭式」の規定する神社祭祀が明治年間を通じて神社祭祀の標準となった。大正三年一月に制定された「神宮祭祀令」および「官国幣社以下神社祭祀令」は祭祀のみを勅令とし、

同年三月に制定された「官国幣社以下神社祭式」は内務省令で制定している。かくして全国の神社に於いては統一した祭典が決まった祭式によって斎行されていた。

近代の皇室祭祀は明治四年十月に制定された『四時祭典定則』によってその基本が定まった。神宮・神社の大祭に限定して云えば、神宮神嘗祭には祭使として神祇卿もしくは大少輔、さらに大掌典以下が発遣される。また賀茂祭・水川祭・熱田祭・男山（石清水）祭・鹿島祭・香取祭には祭使として神祇大丞・掌典が発遣される（出雲・宇佐は五年に一度事が規定された。明治四十一年九月に制定された「皇室祭祀令」は「四時祭典定則」を基に、その後に設けられた紀元節祭や春秋皇霊祭などの皇室祭を統一整備したものである。なお、明治四十二年二月に制定された即位の礼・大嘗祭を規定した「登極令」の第十二条には、「大嘗祭ヲ行フ当日勅使ヲシテ神宮皇霊殿神殿並官国幣社ニ奉幣セシム」とあるように、大嘗祭当日の奉幣祭だけが天皇の祭儀そのものと官国幣社を結ぶ祭祀として位置づけられていた。

明治三十三年四月、内務省に神社局が設置されて以降、明治三十九年四月七日、法律第二十四号「官国幣社経費に関する件」が制定され、ついで同月三十日、勅令第九十六号「府県社以下神社の神饌幣帛料供進に関する件」が制定

された。かかる法令に基づき、官国幣社には明治三十九年以降、また府県郷村社には明治四十四年以降、国費もしくは公費の供進(補助)が認められるようになっていた。

かくして「神道指令」の発出を契機として、このような制度や法令が悉く廃止された。法的措置が必要となった神社は、昭和二十一年二月二日に公布された「宗教法人令改正(勅令)」によって伊勢の神宮以下大半の神社は、寺院や教会と等しく宗教法人としてのみ存続を許されることとなった。

このようにGHQの政策によって、神社を取り巻く環境が厳しさを増す中で、全国八万の神社を護らねばならぬ、との神社人の決意のもと、全国神社が大同団結するべく、民間団体の大日本神祇会、皇典講究所、神宮奉斎会を母体とする宗教法人「神社本庁」が昭和二十一年二月三日に設立された。当時、昭和十九年八月以来明治神宮第五代宮司の立場にあった鷹司信輔は、実質上最初の神社本庁統理に就任。神社界未曾有の事態に直面することとなった。統理就任挨拶にあたって、鷹司は、当時の言論に対する占領軍の厳しい検閲の下で、神社神道人を奮起させるべく、以下のように発言している。

我ガ神社ハ茲ニ国家神道ヨリ社会神道へ、或ハ民族ノ宗教ヨリ世界人ノ宗教へ発展ノ機会ヲ与ヘラレタルモ

ノト云フベク、從ツテ其ノ前途ハ多忙且ツ洋々タルモノアリトモ考ヘラル。否斯カル転機ニ際シ、神社ニ其ノ本質ヲ確保スルト共ニ、旧来ノ陋習ヲ破リ、旧套ヲ脱シ、真ニ新ナル構想ノ下ニ、氏子崇敬者各位ノ強力ナル支持ヲ得テ、其ノ内容外形ヲ整備シ、所謂信教自由ノ原則ニ基キ、普ク人類ノ信仰ヲ贏チ得ルコトニ依リ、其ノ福祉増進ニ貢献スベキモノト信ズ(「神社本庁十年史」、神社本庁、昭和三十一年五月、一五二頁)。と。

つまり宗教としての神社神道の可能性を指摘するとともに、今後は、神社の本質を明確にした上での氏子崇敬者の奉養に基づく神社の展開というものを考えるべきであると主張したのである。同様の趣旨は、昭和二十一年七月に刊行された「神社新報」創刊号の「創刊の辞」にも確認できる。即ち、

長い間国家管理の下に置かれてゐた神社は新たな発足を  
行ふこととなつた。国家の特別な保護がなくなつたこ  
とは一寸考へると不幸なことのやうに思はれるかも知  
れない。併し静に神社の本来の使命といふものを考へ  
てみると、我々はそこに神の導きともいふべきもの  
を感じないではゐられない。国家の一機関だつた神社  
が氏子の神社、国民の神社として進むことになつたの  
である。(中略)神社が国家の政治的掣肘より脱し、国

民大衆の神社として進むことは、神社の眞の發展の爲  
慶賀すべきことである。と。

このように、両者の言論には、「神道指令」を前向きに  
捉えようとする姿勢を確認できるのであり、その上で、国  
民の奉賛に基づく神社の在り方を目指すという構想が示さ  
れたのであった。

明治神宮の再建もかかる構想に基づいて考えられたこと  
は、昭和二十一年二月十五日に開催された「明治神宮の維  
持経営に関する懇談会」の議事録によって確認することが  
出来る。即ち、元内務省神社局長吉田茂、元内務省神社局  
考証課長宮地直一（兩名は、昭和二十一年五月に明治神宮総代  
に就任した）、元大日本神祇会常務理事伊達巽（昭和四十七年  
三月、明治神宮第七代宮司に就任、そして昭和二十年四月神  
宮禰宜より明治神宮権宮司に就任した田中喜芳等、斯界の  
重鎮が一堂に会した当座談会に於いて、明治神宮の将来を  
めぐって活発な議論が交わされた。就中、伊達巽は「大方  
の神社、特に明治神宮としては、国民の大部分が崇敬者で  
あると考へる。（中略）今後の神社は、団体を対象とせず個  
人を相手としなければ無理がある」と述べ、国民  
（崇敬者）の要望に応えるべく、個人の祈禱を拡充すべきこ  
とを提案する一方、「当神宮の如き高き位置にある神社が、  
維持のため徒らに大衆に迎合し、その位置を低落せしむる

ことなきやを憂へるものである」と主張する等、国民を受  
け入れるにあつての明治神宮の在り方等が真摯に議論さ  
れたのである（明治神宮五十年誌「明治神宮五十年誌編纂委員  
会、昭和五十四年三月、一九〇～二〇四頁」）。

## 第二節 仮殿竣功と崇敬会の結成・發展

昭和二十一年五月三十一日、旧社殿拝殿跡地に小規模な  
がらも拝殿・祝詞殿・本殿を備えた仮殿が竣功（写真1・2  
参照）。仮殿竣功遷座祭が肅行された。その際、御祭神の  
御魂代は、昭和十七年九月に本殿北東の地下に新築された  
防空施設の「宝庫」に昭和十九年十一月に遷されて居り、  
その宝庫からの遷御であった。ちなみに、昭和二十一年六  
月二日の奉祝第二日の式次第は、「社務日誌」に拠れば、  
「宮司祝詞奏上次テ神社本庁統理（筆者註：「神社本庁統理代  
理座田神祇部長」）祭詞奏上（中略）次テ宮司、権宮司以下拝  
礼ノ後神社本庁統理、都神社庁長崇敬者総代玉串ヲ奉奠シ  
十一時十分退下ス」というものであった。従前、大正三年  
三月に制定された「官国幣社以下神社祭式」に従つて、大  
祭式には、幣帛供進使の参向や御幣物の奉奠が行われてい  
たが、「神道指令」の発出を契機として廢止されていた。  
しかし、「このやうな形態では祭祀の面で本庁と全国神社、  
また神社相互の間に絆がなくなるのではないかといふ危惧



写真2 仮殿俯瞰



写真1 仮殿

から検討がなされ  
〔中略〕、神社の例祭  
には御祭神に対し、  
敬祝の誠を捧げるた  
め、全国神社の包括  
団体である神社本庁  
より、統理若しくは  
代理者が参向の上、  
幣帛を献することし  
た」〔戦後の神社・神  
道―歴史と課題―』  
三〇五―三〇六頁〕。  
明治神宮の仮殿竣功  
遷座祭の奉祝第二日  
に、神社本庁統理代  
理座田司氏サキミツが祭詞奏  
上の上、玉串を奉つ  
ているのは、かかる  
神社本庁の意向に従  
うものであったとい  
えよう。

仮殿竣功遷座祭の

翌日には明治神宮崇敬会が結成された。結成当初の「趣意書」には「今次の戦争に依り御本殿以下御社殿及主要建造物の悉くが戦災に罹り、御社頭荒廢に帰して真に恐懼に堪へない御有様であります際に、更に加へて国家の保護を離れて、新に国民の総意による新日本の宗祀として発足する、に際し、茲に明治神宮御創建の由来を明にし、広く全国崇敬者中の篤志家を以て明治神宮崇敬会を組織し、神宮の御経営を奉賛すると共に、御祭神の御盛徳を奉戴して永遠に崇敬追慕の誠を致し」〔明治神宮五十年誌〕前出、二二三頁〕と記されている。即ち、明治神宮の奉護と維持経営をどうしてゆくか。敗戦によつて伝統的な価値観が喪失されてゆく時代思潮にあつて、明治天皇と昭憲皇太后とを御祭神にお祀りする明治神宮の教化活動をどのように展開してゆくか。といった問題に対する組織的な面での対処として明治神宮崇敬会が結成されたのである。ただし、改めて後述する如く、結成当初は、専ら前者の側面、つまり明治神宮の奉賛団体としての性格が強かった。

崇敬会はその後順調に発展し、昭和二十二年五月一日には吉田茂総代以下崇敬会会員二六〇名参列の下、明治神宮に於いて第一回崇敬者大祭が斎行された。祭典中には「浦安の舞」が奉奏され（以後恒例）、大前には能や舞踊等数々の神賑が奉納される等、戦後初めての盛儀となつた。そし

て昭和二十三年三月末、崇敬会の会員数は三千人を超えるに至った。

かくして昭和二十四年十二月、崇敬会は規約の改正を行った。発会以来崇敬会会長を兼務していた鷹司宮司は辞任、後任として日本商工会議所会頭高橋龍太郎が崇敬会会長に就任した。また興亜海上火災運送保険社長中野金次郎、証券取引委員会委員長徳田昂平を副会長に、その他、財界、実業界の有力者等、凡そ四十名が理事に就任した。歳入も飛躍的に増大し、発会初年度は十二万円余りに過ぎなかったのであるが、昭和二十五年度には、一千百五十九万円となった。このような会勢を背景として、昭和二十八年七月には、崇敬会とは別に「明治神宮復興奉賛会」が設立され、昭和三十三年の御社殿の御復興に向けて、経済的な側面を一手に担ったのである。

### 第三節 神前結婚式と「明治記念館」の開設

終戦直後の明治神宮に於ける出来事として瞩目すべきは、当該期より神前結婚式が開始されたということであろう。昭和二十一年一月二十日の「社務日誌」には、「当神宮運営ヲ民衆化セシムル必要上先ツ神前結婚式ヲスルコトニ定メ本日其ノ第一回ヲ実施ス。(中略)本日仮祭場ニ於テ左ノ通結婚式ヲ行フ」との記事を確認できる。前述の昭和二十

一年二月に開催された懇談会に於いて議論の俎上上がった、広く国民一般に開かれた明治神宮を模索しようとする姿勢は、「民衆化」という言葉に顕著に示された如く、神前結婚式を実施するにあたって、根本的な理由であったことが窺える。ちなみに「仮祭場」は、社殿が炎上して間もない昭和二十年四月二十七日、天長節祭齋行に間に合わせるべく、組立式雨儀廊を以て幄舎を急造する方策を採用し、東神門内北側砂利地に竣功していた。

神前結婚式の執行件数は、昭和二十一年五月の仮殿の竣功とも相まってその後順調に推移し、昭和二十二年四月三日の「社務日誌」には、「以上ノ如ク本日ノ結婚式ハ八件アリ当神宮ニ於ケル取扱件数ノ最高記録トス」との記事を確認できる。かかる結婚式執行件数の増加を背景として、明治神宮は、外苑憲法記念館を改装した結婚式場としての明治記念館開設を企図し、同年四月八日には、「神道指令」の草案の起草に当ったGHQ宗教課長のウイリアム・ケネス・バンスに明治記念館開設の諒解を取り付けた。即ち、「田中権宮司ハ福島課長同道、日本放送協会内総司令部宗教課ニ、バアンズ(筆者註:バンス)博士ヲ訪問外苑憲法記念館ヲ結婚式場トシテ使用ノ件ニ付諒解ヲ求メ賛成ヲ得タリ」と。

かくして同年十一月一日には、明治記念館開館式が皇族

の御臨席の下賑々しく執行された。当日の「社務日誌」には、「明治記念館開館式ヲ同館ニ於テ執行ス式ニハ三笠宮妃殿下ノ台臨ヲ仰キ閑院春仁御夫妻竹田恒憲氏李王婦人ヲ始メ神宮及三愛商事社関係名士約百名参列ス」と記述されている。同月三日には結婚式の取扱を始めるが、五件が行された。

昭和二十七年五月には、業務契約を結んでいた三愛商事との関係を発展的に解消し、総ての経営は、明治神宮の直営とすることとなった。更に、これを好機として、明治記念館の機構の一新を図る目的から館長制度を設けることとなり、初代館長に田中喜芳権宮司が就任した。同時に館長を補佐し運営を円滑に遂行させるため、館長代理も置かれることとなり、在間完一郎禰宜が就任した。その後は、施設の改善とサービスの向上に努め、益々その内容を充実させ、我が国有数の結婚式場へと発展したのである。昭和四十年一月一日、再度制度を改め、館長兼務と館長代理を廃し、専任館長を置くこととなり、福島信義禰宜が就任した。開館以来、明治記念館に於ける挙式件数はその数を増し、昭和三十八年には、年間挙式数が遂に五千組を超過するに至った（『明治神宮五十年誌』前出、四〇四頁）。その好成績は、関係者一同が「わが国結婚式場の代表的奉仕を目標にして鋭意研究につとめ」（伊達巽「明治神宮の創建と発展」『神道史研

究』第十三巻第五・六号、一三三頁）た結果であろう。

#### 第四節 境内地問題

昭和二十七年に至る迄、所謂占領下の明治神宮に於いて、最も深刻な問題は、境内地を如何に確保するかということであった。なぜならば、当該問題こそは、明治神宮の存亡に直接的に関わる案件であったからである。

戦前期の神社・寺院境内の大多数は、明治四年一月の上知令の布告を通じて、政府によって召し上げられていた。その結果、政府は、国有境内地を無償で神社・寺院に貸し付けていたのである。しかし、昭和二十一年三月、憲法改正草案が発表されると、公の財産は、宗教上の組織又は団体の使用に供してはならぬことが定められており、従って神社の境内地は、無償譲与はもとより、無償での貸し付けを受けることも出来なくなる恐れが出てきた。つまり、神社が境内地を確保する為には、時価で国から買い取らなければならぬ。そうなれば、資力のない神社は自滅するより他にない、という大変厳しい状況に追い込まれたのである。それ故、創設されたばかりの神社本庁当局は、GHQ・政府・議会に対して必死の工作を行った結果、昭和二十二年四月、法律第五十三号「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」の公布を実現させた。

かくして、この法律によって、神社は、一定条件の下、無償或は時価の半額で国有境内地を取得できることとなった。即ち、その内容は、「現に国有境内地の無償貸付を受けてをりその土地が宗教活動上必要なものであることを前提として①社寺土地、地租改正、又は寄付等によつて国有となつたものは無償譲与をおこなふ②①以外のものは時価の半額で売払ふ③宗教活動に必要と認められない土地については由緒があつても時価売払ひとする」(神社新報社編『神道指令と戦後の神道』、昭和四六年、七四頁)というものであった。

かかる法律第五十三号に従つて、明治神宮は内外苑境内地を確保するべく尽力した。即ち、内外苑境内地は、皇室が井伊家から私的な資金によつてお買い上げになつた代々木御料地を、事実上皇室から無償で御下賜頂いた社有地であった。明治神宮は、かかる経緯を大蔵省を始めとする関係各省に証明することにより、漸く昭和二十七年十二月、大蔵省境内地処分中央審査会に於いて、内外苑境内地と外苑境内地の一部(二〇八、〇三二坪)との無償譲与が決定した。

一方、外苑境内地は、青山練兵所の跡地で、もともと国有地であったことから無償譲与の対象にはならず、明治神宮は時価の半額払下げを申請した。また、昭和二十年九月以来、憲法資料館を除く諸施設は、GHQに全面接收されていた。こうした条件下に於いて、外苑が果たして明治神

宮の宗教活動に必要な土地であるのか否か。GHQの接收が解除された外苑の敷地は明治神宮に帰属させるべきであるのか否か(文部省との折衝の中で、外苑の敷地は国または都の管理する公園にされる可能性があつた)、といった外苑境内地の処分をめぐる、大蔵省その他関係各省との折衝にあたり議論が紛糾した。しかし、明治神宮による粘り強い交渉の結果、昭和二十七年三月外苑全面接收解除、同年四月「明治神宮外苑部」発足、同年十二月内苑と共に、大蔵省境内地中央審査会に於いて、外苑を主とする敷地(一五一、四六二坪)の時価半額払下げが決定した。

かくして、昭和二十八年一月には、明治神宮に於いて「境内地譲与決定奉告祭」が斎行された。

ちなみに、都内の神社の大半は、昭和二十四年から二十五年にかけて境内地の無償譲与を受けていたこと。また靖國神社境内地の無償譲与が明治神宮と同じく対日平和条約発効後の昭和二十七年十二月に決定したこと等を勘案すると、明治神宮の境内地確保は、靖國神社と同様、かなり遅かつたということを指摘できよう。こうした結果は、靖國神社や明治神宮がGHQによつて戦鬪的な国家主義精神を涵養するための国家主義神社と見做されていたことと、関係があつたのではなからうか。<sup>4)</sup>

## 第五節 連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）と明治神宮

GHQと明治神宮との最初の直接的な交渉は、「社務日誌」に拠れば、昭和二十年十一月の例祭に「米国進駐軍最高司令官部附将校」数名が参列したことであろう。「祭典終了迄極メテ敬虔ナル態度ニテ祭典ノ状況ヲ拝セリ」、あるいは「一同ノ述フル所ニ依レリ此ノ種祭典ヲ親シク拝見シタルハ初度ニシテ其莊嚴ナルコト感激セルモノ、如ク極メテ丁寧ナル感謝ト喜悅ノ情ヲ吐露セリ」との記述から窺える如く、米軍将校は、明治神宮の祭典に極めて厳肅な態度で臨み、祭典に深い感銘を受けた様子であった。

とりわけ、GHQ関係者の明治神宮来訪に関して注目すべきは、ウイリアム・ケネス・バンスやウイリアム・ウツダードといったGHQの宗教課関係の著名人が、明治神宮あるいは神社本庁の主催する明治神宮御苑の花菖蒲に招待されていたことであろう。即ち、昭和二十一年六月十九日の「社務日誌」に拠れば、「予テ花菖蒲ニ招待シアリタルマツカーサー司令部宗教課長等左記三名ハ花菖蒲拝観ノ為メ来苑ス。陸軍中佐宗教課長ダーブリエ・ケー・バアンズ（筆者註：W・K・バンス）、海軍将校博士チャールズ・アイグラー・ハート、同博士ジョージ・オー・ウープ。前期

休憩所ニ於テ小憩ノ後宮司ノ案内ニテ花菖蒲拝観次テ参拝ノ後社務所ニ来庁宮司室ニ於テ種々懇談ヲナシ終ツテ晚餐ヲ共ニシ午後九時四十五分退出ス」との花菖蒲観賞の開催を確認できるのである。その後、同様の催しは、昭和二十二年六月十五日、昭和二十三年六月十六日、昭和二十四年六月十四日、昭和二十五年六月十七日、昭和二十六年六月二十三日にも開催されており、昭和二十七年四月のGHQの廃止に至る迄、明治神宮の恒例行事となっていたことが窺える。

かかる明治神宮のGHQに対する働きかけは、占領下の境内地確保等、いくつかの問題を抱えていた明治神宮がそれらの問題を如何に解決するか、更には明治神宮の活動を如何に円滑に展開させるか、といった課題意識に基づくものであり、それ故GHQとの良好な関係を築くべく、あるいはGHQの情報収集するべく実施されたものであったと考えられる。その事を示す具体的な資料は、外苑体育施設の接收解除の申請をめぐっての、副島廣之（昭和四十七年四月、明治神宮権宮司に就任）の述懐であろう。

昭和二十七年一月十四日田中権宮司と私はGHQ宗教部にバーンズ（筆者註：バンス）課長・ウッタード氏、ニコルス氏等を訪問したところ、接收解除申請書は本来日本政府を通じて提出すべきものであるが、私信と

して直接最高司令官リッジウエイ大將宛に差し出ししても差し支えないとのことだった。(中略)このような縁故もあって、外苑体育施設の接収解除についても、昭和二十七年一月十二日鷹司宮司名でリッジウエイ大將宛の要請書を作製し、同十五日GHQに持参してり大將の秘書、これも二世のトヨタ中尉を通じて提出した(副島廣之『私の歩んだ昭和史』、明治神宮崇敬会、平成元年十月、八九、九〇頁)。と。

つまり、本来、接収解除申請書は、右に示された如く、日本政府を通じて提出すべきものであったが、明治神宮は、バンスやウッダードとの知己を利用して、GHQに直接申請書を提出できたのであった。

#### 第六節 鎮座三十年祭(昭和二十五年十一月一日〜四日)

昭和二十一年、明治神宮の年間の参拝者数は、四十四万程度に下降するが、昭和二十五年に齋行された鎮座三十年祭を契機として、参拝者数は飛躍的に増大へと転ずる。即ち、昭和二十五年十一月十三日刊行の「神社新報」に拠れば、十一月一日の「鎮座三十年祭第一日の儀」より十一月三日の「例祭」に至る迄の参拝者数は「優に卅万を突破」したことが判る。その活況の様を、当該記事によって確認しておこう。

十一月三日明治神宮例大祭は晴天に恵まれた一、二日の御鎮座三十年祭当日に比して早朝から小雨勝ちであったが、御社頭は崇敬会の旗や各種団体旗を掲げた人々、さては南無妙法蓮華經の幡を立てた宗教団体の人々等団体参拝の群れが多く見られ、また家族連れも目立つて多く終戦後最大の人出を呈し、三日間で優に卅万を突破、三日だけでも卅万を越したものと社務所では見てゐる。(中略)一方境内では遙々北海道から上京した松前神楽の奉納をはじめ、全国各地の郷土芸能、馬術等が行はれ、終戦後始めて公開された宝物館前には小学生の群れが弁当をひろげ、家族づれの団欒とともに芝生を埋め、打ち上げ花火から出る日の丸の旗を追つて子供達の走りまわるさまは戦前の明治節そのままの賑ひだった。と。

なお、当年十一月八日には、本年度献詠「菊盛久」詠草六百二十七首の献詠披講式が執行されたが、その他に、鎮座三十年祭より初めて、前年の昭和二十四年に結成された「明治記念総合歌会」の献詠九百十一首も奉奠された。ちなみに、明治神宮と和歌との関係は、明治神宮鎮座の大正九年に遡る。即ち、大正九年十一月には、大日本歌道奨励会<sup>⑤</sup>より、献詠「光」の奉納があった。以来、明治天皇御在世中、宮中の御歌会で御前披講が行われた例に倣い、大正

十一年十一月に、大日本歌道奨励会による第一回の献詠披講式、兼題「松下菊」を執行した。大正十四年には「明治神宮献詠会」が発足。同年十一月に「明治神宮献詠会」による第一回の献詠披講式(兼題「社頭松」)が行われている。

「明治記念総合歌会」は、かかる明治神宮に於ける「敷島の道」(和歌)の伝統に根差し、明治神宮を拠点として、主要結社の協力の下、短歌奨励・相互親睦の為に結成された。その規約には、「本会は明治神宮春秋の大祭奉祝行事として短歌を神前に奉奠すると共に短歌芸術の昂揚を図るを以て目的とする」とあるように、明治神宮例祭及び文化の日の奉祝行事として短歌を神前に奉奠すると共に短歌芸術の昂揚を図るというものであった。かくして、昭和二十五年十一月には、毎日新聞社セントポールに於いて、「鎮座記念祭奉祝総合歌会」が開催された。その意義について、毎日新聞は次のように報じている。「全国歌人千四百名を横につなぐ『日本歌人クラブ』の発会以来歌人グループが一本にまとまる機運を生じてゐたが、明五日明治神宮鎮座三十年記念を祝つて催される明治記念総合歌会は今年度有数の歌壇の祭典として注目される。長老釈迢空をはじめ、土岐善麿、松田常憲、松村英一、岡山巖、木村捨録、長谷川銀作、橋本徳壽らのふるひにかゝる献詠歌数千が集まり、既に八百首が粗よりされ、そのうち十首の入賞が内定して

ゐるほか各結社の著名な中堅人四十余名が各流派の別を越えて献詠してゐる」(『明治神宮五十年誌』前出、二三五頁)。と。

## 第七節 外苑競技場の譲渡

前述の如く、外苑境内地は、昭和二十七年十二月十六日、大蔵省境内地処分中央審査会に於いて、時価半額払下げが決定した。その後、外苑境内地の時価の評価については大蔵省で検討されていたが、その額は相当なものになることが予想された。かかる状況下の昭和二十八年十二月、東京オリンピック委員会は、外苑施設のうち、外苑競技場を改造して東京オリンピックの主競技場とする案を議決。この案は、その後、昭和二十九年には文部省と東京都関係当局間に於いて、更に、昭和三十年には文部省の建設委員会に於いて具体化していった。当該案件をめぐる、明治神宮総代会ならびに外苑運営委員会は、数回に亘って慎重審議した結果、外苑創建の趣旨に反するとの意見もあつたが、最終的に、外苑競技場を国に譲渡することに決定した。

かくして、昭和三十一年十一月二十五日には、外苑競技場に於いて外苑競技場惜別奉告祭を執行。続く三十日には外苑競技場およびその周辺の土地一切を国に譲渡し、国より補償金の交付をみた。是に外苑競技場は、大正十三年の竣功以来、三十有余年を経て、取壊されたのである。その

跡地に、国立競技場の建設が始まった。基礎から造成することとなり、昭和三十三年三月には竣功するに至った。同年五月、第三回アジア競技大会は、新装なった国立競技場にて行われた。そして、昭和三十九年十月には、参加九十四ヶ国、選手五千五百四十一名を集めた第十八回オリンピック東京大会の会場になったのである。オリンピック史上、アジアでの開催は初めてであった。

## 二、御復興

### 第一節 「明治神宮復興奉賛会」の結成

すでに言及したように、昭和戦後期の明治神宮に於ける第一期と第二期との画期は、昭和二十七年であったと考えられる。なぜならば、此の年の四月に対日平和条約が発効され、我が国の主権が回復されたこともさることながら、明治神宮に於いては、昭和二十七年十二月に戦後最大の懸案事項であった内外苑の境内地問題が解決し、ほぼ時期を同じくして、昭和二十七年十一月三日の明治天皇御生誕百年大祭斎行の折に、明治神宮御復興基本案が発表されたからである。かくして是に復興事業は漸く緒に就いたといえよう。

ちなみに当該期は、引続き鷹司信輔宮司が統投した(昭

和三十四年二月の逝去迄)。一方権宮司には、昭和二十七年六月に田中喜芳権宮司が國學院大學理事就任の為退職したのに伴って、函館八幡宮宮司伊達巽が就任した。伊達は、戦前には官幣中社御上神社、別格官幣社唐澤山神社、国幣小社津島神社の宮司を歴任。昭和十九年には財団法人大日本神祇会の常務理事に任ぜられ会務を統轄。終戦後の神社本庁設立にあたっては、秋岡保治と共に神社教案を主張し、葦津珍彦等の神社連盟案と対立するなかで、神社本庁の設立に尽力<sup>(8)</sup>。後年葦津は、伊達を「気骨な活動家神職」と評している。

明治神宮の戦後復興の道程を確認するにあたり、また伊達権宮司の業績を回顧する上でも、瞩目すべきは、昭和二十八年七月二十七日に、復興事業を経済的に支える「明治神宮復興奉賛会」が創立したことである。当日の創立総会の模様は、以下の如くであった。「丸の内の日本工業倶楽部において、財界はじめ各界の代表者三百五十名が出席するなか開催された。この日に至るまでに準備委員会は、農林漁業、経済団体、日本商工会議所、東京都神社庁など各界各方面の代表者と相次いで懇談会を開催し、明治神宮復興についての協力を申し合わせてきた。その結果の大盛會であった。設立総会では、総裁に鷹司宮司、会長に日本工業倶楽部理事長宮島清次郎氏、副会長に石黒忠篤(元農

林大臣)、杉道助(大阪商工会議所会頭)、中野金次郎(興亜海上火災運送保険社長)、藤山愛一郎(日本・東京商工会議所会頭)、安井誠一郎(東京都知事)の諸氏が満場一致をもって選任された。以下、常務理事、理事、評議員などの役員が選任され、また明治神宮社務所内に事務局を設けて活動することが決議された(今泉宜子編『明治神宮 戦後復興の軌跡』明治神宮社務所、平成二十年、三三六―三七頁)のである。

更に、昭和三十一年四月三日には高松宮宣仁親王殿下を復興奉賛会名誉総裁に推戴。復興事業成った後、昭和三十一年九月二十七日には復興奉賛会は解散に至るが、その間、皇室を始めとして全国各都道府県、そして海外よりも、一日も早き復興をとその熱誠は結集され、総募財額六億円の目標を上回る好成績を収めた。復興奉賛会設立後、全国津々浦々を行脚し、奉賛会地方本部の結成等を通じて復興への募財を国民に向けて只管説いた伊達権宮司は、かかる復興奉賛会の成果をして、我が国の戦後復興という観点から、次の如く総括している。

顧みると新憲法下に於いて国家管理を全く離れた独立一宗教法人としての大事業が斯くも予定通り順調に進展し完結したことは、単に明治神宮復興のよろこびのみならず、日本独立再建への試金石が見事に成し遂げられ、国民精神史上に真に力強い大和心を記録した

(伊達巽「明治神宮の創建と発展」前出、二二五頁)。と。

## 第二節 御社殿の計画

前述の如く、昭和二十八年の「復興奉賛会」の設立以来、復興資金の勸募活動は順調に推移した。そこで明治神宮当局は、昭和三十年より御造営の具体的措置を講ずるべく、同年三月一日に造営委員会を結成させ、宮島清次郎以下二十八名を造営委員に委嘱した。更に同年四月一日には、臨時造営部が設置された。臨時造営部は、造営委員会によって決定された神宮復興基本計画に基づく明治神宮直営工事を受け持つ技術者集団であり、部長には、大正九年竣工の旧御社殿の創建に明治神宮造営局技師として携わり、近代神社建築を代表する建築家角南隆が就任した。

復興の計画を策定するにあたっては、社殿の御復興を木造で再築するか、あるいは鉄筋コンクリート等の耐火構造で復興するかの問題が、東大関係の建築学の権威者や旧社殿創建の際の関係者等によって造営委員会結成以前より議論されていた。そして、昭和三十年四月六日の第二回造営委員会に於いて、神宮復興基本計画が決定され、社殿は木造によって施行されることとなった。その理由は、▼神宮は戦災を別にすれば、他からの類焼等の危険が極めて少ないこと。▼木造こそが神社建築の本来の姿であるとの意

見があったこと。▼創建時、既に耐火構造は一般にも熟知され、現に宝物殿にも使用されたにも関わらず、御社殿については何らの反対意見もなく木造で実施された。当時の先輩諸氏の意図を継承するべきではないか、との意見があったこと。▼明治神宮当局の希望も木造であったこと。以上四点であった。

かくして、復興社殿は、創建時と同様の木造で施行することに決定したが、創建以来、三十五年以上の歳月の経過は、神社を取り巻く制度を含めた状況の変化を齎し、それ故、社殿の御復興にあたっては、いくつかの変更点が実施された。

創建時の社殿は、他の官国幣社同様、地方長官が祭主として大祭を齎行することを念頭に置いて、社殿が設けられていた。しかし、戦後の国家と神社との完全なる分離によって、旧来の官吏を中心とする祭典の在り方から、より多くの一般崇敬者が祭典に参加することとなり、その人々を収容するべく拝殿と附属施設に修正が加えられた。その変更点とは、旧社殿の拝殿を内拝殿と外拝殿とに分け、内拝殿を神職の祭祀と正式参拝の場とし、外拝殿を一般参列者の席とした。その間の吹き抜けの中庭やその両脇の渡廊は、参列者が多い時には着席の場にもなる。また、外拝殿の石張り床よりも内拝殿の石張り床面が二尺一寸上がり、

そこから、二段上がった先の石階を四段上がった上に板張りの祝詞座があり、そこから九段の木階を上った先に本殿の縁、そしてその向こうに本殿の外陣・内陣・内内陣が一段ずつ高く配されて続くように設定された。これらの変更点によって、外拝殿渡廊を通じて一千人余りの参列者を列席させることが出来、且つその全員が内拝殿、祝詞殿、本殿の全範囲を見渡す事が可能となったのである<sup>(10)</sup>。

なお、昭和三十三年十月の社殿の御復興を為し得た後、角南隆は、造営工事に関わった職員に対して、以下の労いを述べている。

以上の工事、設計から整理に当たった職員は、実に少数で建築家は私以外に八名であった。大正四、五年から創建に従事した当時の建築従業員の四分の一か五分の一に当るだけのものではあった。この少数で約三ヶ年間に木曾山の木から完成まで成しとげた事は全員の献身的努力によったこと以外にはない。すべては大神の御照覧下さつてゐることと思ふが、此機会に諸員の不休の努力に対し、満腔の謝意を捧げる次第である(「明治神宮の復興造営について」(前出)。と。

### 第三節 鎮座祭・例祭までの諸祭

社殿の造営に際して、昭和三十年六月二十六日、岐阜県

七宗村国有林に於いて齋行された御用材伐採始めの本木祭を皮切りに、昭和三十三年十月三十一日齋行の本殿遷座祭遷御の儀に至る迄の諸祭は、以下の日程で齋行された。

昭和三十年六月二十六日 御用材伐採本木祭。

昭和三十年九月十一日 御用材初荷到着御木曳式。

昭和三十一年二月十五日 仮殿遷座祭（これに先立ち、

昭和三十一年一月二十二日仮殿移築が開始されていた）。

昭和三十一年四月十八日 新社殿地鎮祭（復興奉賛会

名誉総裁高松宮殿下台臨）。

昭和三十一年五月三十日 新始祭。

昭和三十一年五月七日 立柱祭。

昭和三十一年八月二十四日 上棟祭。

昭和三十三年十月二十六日 本殿遷座祭前儀御宝庫遷

御の儀。仮殿撤去工事着手。

昭和三十三年十月三十日 新殿祭。

昭和三十三年十月三十一日 本殿遷座祭遷御の儀（名

誉総裁高松宮殿下、北白川房子様、東久邇聰子様、宮

島復興奉賛会会長を始め、全国より奉賛会役員およびそ

六千名が参列）。

ちなみに、新社殿を再建する為には、旧御社殿拝殿跡地に建つ仮殿を移築する必要があった。そこで仮殿から御祭神（御霊代）を本殿跡北東の地階に設けられた宝庫へとお遷

しし（昭和三十一年一月二十一日）、その後、仮殿を大前十字路まで移動させた。そして御祭神を宝庫より太前十字路に移築した仮殿へとお遷しするべく仮殿遷座祭が齋行された（昭和三十一年二月十五日）。昭和三十三年本殿が創建された後、再び御祭神を宝庫へとお遷しし（昭和三十三年十月二十六日）、仮殿撤去工事に着手。かくして昭和三十三年十月三十一日齋行の本殿遷座祭に備えた。

当日、宝庫より創建なった新社殿へと御祭神はお渡りになったが、遷御の動線は、次の如くであった。即ち、御祭神は、宝庫入口に設えられた仮祭場（仮殿）を出立し、玉垣の内側を移動、第三鳥居と南神門との間を通過。それより向きを変えて本殿に向かって直線に進み、南神門・太前十字路・外拝殿を通過して社殿内に入御し、内拝殿・祝詞殿へと進み、恙なく本殿内陣に鎮まった（図1・2参照）。

なお、本殿遷座祭の式次第、就中仮祭場（仮殿）から出立した御祭神が新社殿の本殿に鎮まり、本殿遷座祭が終了に至る迄の過程は、昭和三十三年十月三十一日付「社務日誌」に克明に記されている。当該箇所を茲に引用しておこう。

午后七時、伊達権宮司以下祭員及び供奉員宿衛舎前に列立、対揖の上参進。助祭員は御苑北門前に列立、対揖の上鎌田権禰宜の前導にて参進。午后七時二分勅使

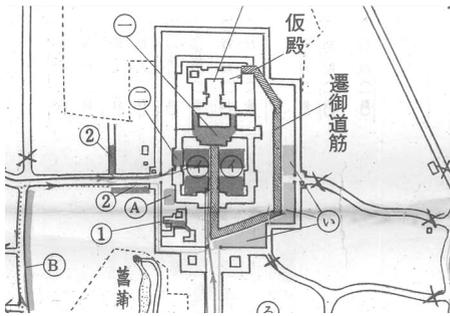


図2 本殿遷座祭遷御の儀境内図(拡大)  
〔遷座祭関係書類綴〕

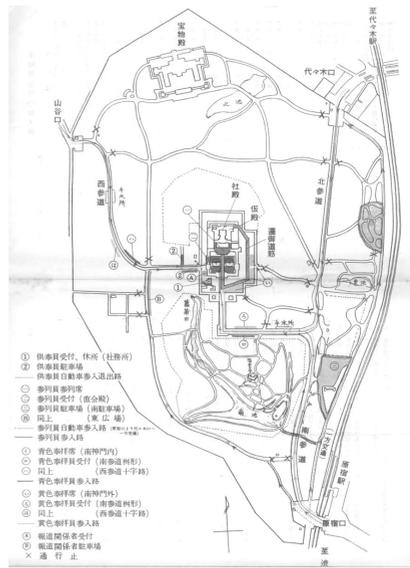
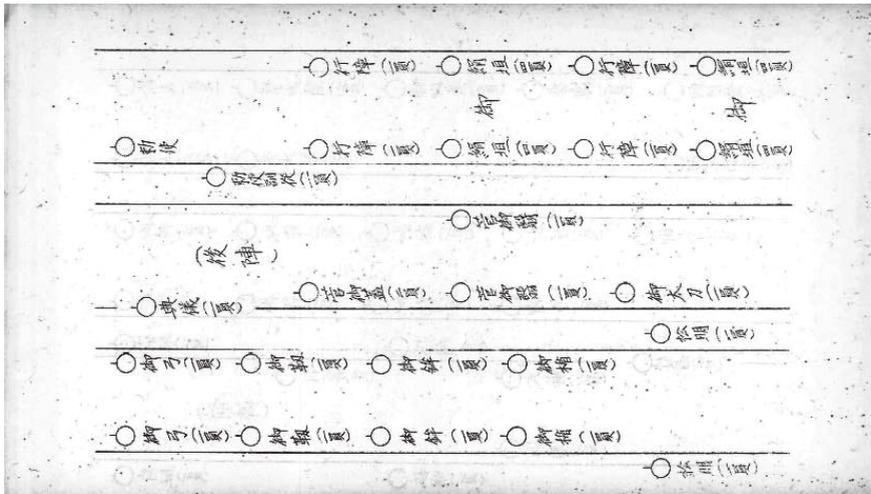


図1 本殿遷座祭遷御の儀境内図  
〔遷座祭関係書類綴〕

掌典室町公藤、随員掌典補大須賀藤四郎、同宮下矩雄、出仕小西順久、同宮崎英次郎御苑北門前より中跡権禰宜先導、安藤臨時出仕副従し参進す。次に勅使、勅使随員、伊達権宮司以下祭員、供奉員祓舎にて修祓、次に勅使、同随員、権宮司以下祭員及び供奉員参進し仮殿所定の座に着く、次に権宮司一拝、次に権宮司仮殿の御扉を開き畢りて側に候す。次に勅使御祭文を奏す。次に権宮司殿内に参入し諸員各其の位置に列立す。次に諸員召立に随ひ各所定の位置に列立す。次に権宮司、禰宜一員「御」を奉戴す。次に権禰宜行障、絹垣を奉仕す。次に勅使筵道左側に列立す。次に午后八時遷御。其の儀勅使前行、権宮司、禰宜一員「御」奉戴、権禰宜行障、絹垣を奉仕し諸員前後陣に奉仕し供奉員供奉す。此の時燈を滅す。遷御御列は(遷座祭祭儀提要参照のこと)。次に入御、次に御羽車を本殿階下に進め奉ること。次に権宮司、禰宜一員「御」を殿内に奉安する。この時行障、絹垣、筵道を祝詞殿西脇門外に徹す。次に後陣諸員は前陣諸員の外側に分候す。次に供奉員は中庭石畳に止立、次に燈を点す。次に勅使拝殿所定の座に着く、次に権宮司御扉の側に候し諸員拝殿所定の座に着く。次に勅使御祭文を奏す、次に勅使玉串を奉りて拝礼、随員列拜、次に権宮司玉串を奉りて拝礼、祭員



資料1 遷御御列  
 (『遷座祭関係書類綴』)

列拜、次に供奉員代表玉串を奉りて拝礼、その儀先づ復興奉賛会名誉総裁高松宮殿下、次に北白川房子様、東久邇聰子様、次に宮島復興奉賛会、長、総代表、造営委員長、遷座祭委員長 供奉員自座列拜、次に参列員代表参議院議長松野鶴平、参列員列拜。右終つて権宮司御扉を閉じ畢りて所定の座に着く。次に権宮司正中に進みて一拝。斯くて遷座の儀滞りなく終了、午九時退下す(適宜、句読点を補った)。

私見に拠れば、右の記事に於いて注目すべきは、二つの傍線部であるかに思われる。前者の傍線部は、両御祭神の御霊代を絹のべールで覆う絹垣を中心とする遷御の御列を示すものである。その順序は、勅使室町公藤が前行し、行障、絹垣、その絹垣の中に明治天皇の御霊代を奉戴する齋主伊達権宮司、そして行障、更に第二の絹垣、その絹垣の中に昭憲皇太后の御霊代を奉戴する禰宜一員という順序であった(資料1参照)。また、後者の傍線部は、本殿に御霊代が鎮座した後の式次第を記述したものであり、その記事から、勅使室町公藤が御祭文を奏上し、齋主伊達権宮司に先行して玉串を奉られたことが判る。

かくして、昭和三十三年十月三十一日に斎行された本殿遷座祭の主体は、齋主伊達権宮司ではなく、天皇陛下の御名代としての勅使室町公藤であった、と考えられる。従つ

て、明治神宮の本殿遷座祭は、天皇陛下が皇祖(明治天皇・昭憲皇太后)をお祀りする皇霊祭祀の厳修であったといえるのではなからうか。<sup>(12)</sup> 其の事を裏づけるのは、御祭神が本殿に鎮まった後に、室町勅使によって奏上された「御祭文」であろう。即ち、「天皇<sup>乃</sup>大命<sup>爾</sup>坐<sup>世</sup>挂卷<sup>母</sup>恐<sup>枝</sup>明治神宮<sup>乃</sup>大前<sup>爾</sup>掌典正三位勲四等室町公藤<sup>乎</sup>使<sup>止</sup>為<sup>甚</sup>白給<sup>後</sup>久<sup>止</sup>白<sup>左</sup>式<sup>乃</sup>隨<sup>爾</sup>今<sup>志</sup>此正殿<sup>爾</sup>遷<sup>志</sup>鎮<sup>米</sup>坐<sup>世</sup>奉<sup>利</sup>叙<sup>故</sup>此状<sup>乎</sup>平<sup>良</sup>氣<sup>久</sup>安<sup>良</sup>氣<sup>久</sup>聞食<sup>世</sup>止<sup>白</sup>給<sup>布</sup>天皇<sup>乃</sup>大命<sup>乎</sup>聞食<sup>乎</sup>恐<sup>美</sup>恐<sup>美</sup>母<sup>白</sup>須<sup>平</sup>」というものであり、本殿遷座祭が当に天皇陛下の祭祀であったことを物語るのである。

ちなみに、すでに註1に言及したように、昭和二十年十二月に発出された「神道指令」を契機として、皇室と神宮・神社との関係は、一端断絶されることとなった。<sup>(13)</sup> しかし、昭和二十七年四月の対日平和条約の発効でGHQによる占領が終結。「神道指令」は失効することとなったが、その事を契機として、皇室と神宮・神社との関係が再び結びばれていくことを確認できる。即ち、昭和二十七年六月には、天皇陛下が「神道指令」の発出後、初めて、我が国主権回復の御奉告の為、伊勢の神宮、内外両宮を御親拝になった。同年七月には、天皇皇后両陛下は、戦後初めて明治神宮を御親拝になった。同年十月には、天皇皇后両陛下は、「神道指令」発出後、初めて靖國神社を御親拝になっ

た。翌昭和二十八年十月には、本来国費によって昭和二十四年に齋行されるはずであった伊勢の神宮の第五十九回式年遷宮が国民の奉賛に基づいて齋行されるに至った。その際、後の明治神宮第六代宮司に就任することとなる宮内庁掌典長の甘露寺受長が勅使として伊勢の神宮に発遣されている。昭和二十八年十月には、靖國神社例大祭当日祭に、戦後初の勅使室町公藤が参向した。そして昭和二十九年四月には、天皇皇后両陛下は式年遷宮齋行後の伊勢の神宮を御親拝になったのである。

かくして、かかる皇室と神宮・神社との関係が恢復するという神社界の趨勢の下、昭和三十三年十月に明治神宮では本殿遷座祭が齋行され、その際、天皇陛下の御名代としての勅使室町公藤が中心的な役割を果している、という事である。それは、本殿遷座祭の歴史的背景と祭祀の性格を考える上で、特筆すべき事実であったと考えられる。

本殿遷座祭の翌日、十一月一日には、本殿遷座祭奉幣の儀が齋行。勅使室町公藤が参向。復興奉賛会名誉総裁高松宮宣仁親王殿下、三笠宮崇仁親王殿下、そして明治天皇の内親王にあたる北白川房子様、東久邇聰子様の参列があった。翌十一月二日の本殿遷座祭第二日の儀を経て、十一月三日には勅使三條実春参向の下、本殿遷座祭例祭が齋行された。北白川房子様、東久邇聰子様を始めとして、総代代

表石川岩吉、復興奉賛会代表湯沢三千男、造営委員代表角南隆等の参列があつた。十一月四日には、天皇皇后両陛下の御親拝を仰いだ。その模様は以下の如くであつた。

天皇、皇后両陛下には去る四日、新殿に御遷座直後の明治神宮に御参拝遊ばされた。

〔中略〕天皇陛下は十時二十五分、侍従奉仕の御手水後、便殿を出御、社務所支関でお祓ひを受けさせられ、御左後に侍従長、御右後に宇佐美宮内庁長官、行幸主務官、侍従等を従へ高澤禰宜の御先導により神前に御参進、侍従長の奉る御玉串を執られて御拝礼遊ばされた〔神社新報〕昭和三十三年十一月八日。と。

#### 第四節 附属施設の竣工

本殿遷座祭斎行の前後には、附属施設の竣工が相次いだ。昭和二十年五月の戦災により焼失した御苑の隔雲亭は、松下電器株式会社社長松下幸之助より多額の篤志を得、社殿造営残材を用い、社殿御復興前の昭和三十三年六月二十三日竣工。清祓が執行された。また、明治神宮の事務・実務のために使用される社務所、皇室参拝の折の御休所としての貴賓館、祭典にあたり神職が必要とする斎館、そして教化活動に必要な参集殿等附属施設の工事は、昭和三十四年七月の地鎮祭執行の後着手。以来、工事は順調に進捗。昭

和三十五年四月には上棟祭執行。昭和三十五年九月十三日に竣工。清祓が執行された。

かくして、明治神宮の復興工事は、昭和二十七年七月の復興奉賛会の設立以降、全国数百万に及ぶ奉賛者の浄財により、着々と進められ、七年余りの歳月を経て旧にも増して流麗莊重な御社殿の復興を遂げさせ、引続き着工された附属施設の竣工に至つた。ここに、社殿喪失以来十五年を経て、明治神宮の復興事業は完成を見た（『明治神宮五十年誌』前出、二七二頁）。

### 三、御祭神の御神徳の宣揚・教化活動

#### 第一節 崇敬会の展開

第二期の御復興から第三期へと移行する契機は、鎮座四十年祭にあたる昭和三十五年であつたかと考えられる。その理由として、縷々述べてきた如く、昭和三十五年に明治神宮の復興事業が完遂したということ。もう一つは、明治神宮崇敬会の基本方針が変更されたということを挙げられよう。即ち、昭和三十五年二月に開催された第十一次崇敬会評議員会は、従前の如き神宮に対する奉賛活動より一転して、今後は、御祭神の御聖徳のもと、崇敬者の組織を基礎とし、その上に社会教化と明治の精神の宣揚を推進する

ことを決した（『明治神宮五十年誌』 同前、四一六頁）。とりわけ、崇敬会は、会規約を改正し、会勢拡張の対象を正会員たる一般崇敬者大衆に置くこととした。その上で、会長（高橋龍太郎）以下、多数の理事、評議員を選任し、ここに崇敬会は再発足をなし、御祭神の御神徳の宣揚・教化活動を強力に展開することとなったのである。

ちなみに、昭和三十五年に始まり、昭和五十年前後に至る当該第三期は、もっぱら、鷹司宮司の逝去に伴って昭和三十四年五月に明治神宮第六代宮司に就任した甘露寺受長と伊達権宮司とに、明治神宮の運営は託された。甘露寺受長は、元侍従長甘露寺義永伯爵の長男として出生。大正天皇の御学友として満九歳から宮中に出仕。東宮侍従、侍従次長等を歴任。常に昭和天皇に側近として仕えた。終戦直下の昭和二十一年、宮内省掌典長に就任した。昭和二十八年肅行の第五十九回式年遷宮に勅使として参向した事は、既に述べた。なお、伊達権宮司は、昭和三十五年の明治神宮の画期をめぐって、以下の如く言及している。少々長文ではあるが、甘露寺・伊達体制の明治神宮の動向を窺うに適切な史料である故、茲に引用しておく。

私は、その当時（筆者註：権宮司就任当時、昭和二十七年頃か）ですね、この戦災、災を転じて福となす、又、社会の変遷にもなっておりますね、明治神宮はこの社会

の情勢に即応してゆかなければならない。新しい時代の、新しい明治神宮にならなければならぬと、こういうふうな考えました。しかしながら、いたずらにですね、時代に迎合するということではございません。伝統はしっかりと守る、動かしてはならない伝統のあることを忘れてはならない。しかし、伝統のみにこだわってですね、（中略）国民の生活と離れて、神社の存在、意義はないのであります。だから、神社は非常に伝統を一貫して、永遠に守らなければならない側面と、時代の変遷に即応して、ですね、所謂、この順応の対社会的活動と、この二面があります。その調和を失うと、明治神宮の本質を失う恐れなきとしないのであります。（中略）明治神宮の戦災復興は、そういうふうな信念をふまえて、およばずながらですね、対応の方向をとったのであります。その最も顕著な方向が崇敬会であります。明治神宮崇敬会は戦災の翌々年ですが、二十二年に結成されておりますけれども、その時はですね、やはり戦災にお遭いになった、明治神宮をご復興申し上げ、向後お護り申し上げるという主旨でありまして、この精神は、戦災復興、社殿復興によって頂点に達しました。そこで今度ですね、明治神宮はご祭神の御徳を背景として、社会一般の人々の幸の為に、

また世の中が平和に、家庭生活も平和にゆくようにお  
盡くしせなければならぬ。これが社会に向つてので  
すね、いわゆる教化活動であります。で、この方向が  
明治神宮戦後復興ということによって、新たな発足を  
展開したといつてよからうと思ふであります。これ  
が今日の明治神宮の盛況という、少し言い過ぎかも  
わかりませんが、状況を展開しておるわけであります  
(昭和五十四年四月四日『伊達宮司勇退時職員に対しての挨拶要旨』明治神宮調査会)。と。

かかる方針の転換に基づいて、崇敬会は活動を展開する  
のであるが、その第一歩として、昭和三十四年六月には、  
初の崇敬会支部として大田支部が結成された。これを端緒  
として、都内区市郡支部の組織活動は急速に進められ、昭  
和三十九年には都内四十三支部の結成が完了した。翌昭和  
四十年二月、地方支部の先がけとして埼玉県熊谷地方支部  
の結成が行われた。さらに組織委員会の発足と共に昭和三十  
九、四十の両年度をもつて都内正会員十万人を目標に会  
員増強運動が展開された。かくして崇敬会は発会以来二十  
年の歳月を経過した創立二十年の段階で、四十四支部、会  
員十万人に達した。

また、昭和三十年十一月に復刊していた社報『代々木』  
は、昭和三十五年四月発行以降、より広報的な会報『代々

木』として紙面が刷新された。それまで、専ら明治神宮に  
生起した出来事を報じてきたが、それに加えて、「明治事  
始——文明開化篇・學術制度篇」といった連載を掲載。武者  
小路実篤や堀内敬三といった著名な作家や文化人のみなら  
ず、藤井貞文・岸本芳雄・白田甚五郎・葦津珍彦といった  
明治史に造詣の深い碩学が執筆者として名を連ね、広く明  
治時代の思想・文化・制度というものを詳らかにするもの  
となった。かかる連載の意図するところは、「現代日本の  
政治、法制、経済、思想、教育その他なんでも、現状の認  
識を確実にしようとするれば、維新いらいの沿革を知らねば  
ならない。この歴史認識にもとづいてのみ、現状の認識に  
根拠ができ、将来への雄飛の展望も確立されうる」葦津珍  
彦「明治史の研究に期待する」『代々木』昭和三十八年一月」との  
見識であつたといえよう。

昭和四十一年六月には、崇敬会創立二十周年大会式典が  
東京体育館に於いて、常陸宮正仁親王同妃華子両殿下御臨  
席の下、八千余名の崇敬会関係者を集めて挙行された。  
「われわれは明治神宮を崇敬し、その御神徳を奉戴して生  
活の信条となすとともに明治聖代を讃仰する信念をもつて  
国民精神昂揚の根本とし、近代日本建設のいしずえとなつ  
た明治の精神を現代の社会万般に浸透せしめ、祖国愛の混  
迷道義の低下など現下日本の時弊をただし、日本復興の指

導精神たらしめんとするものである」〔代々木〕昭和四十一年七月)との大会宣言が決議されている。

## 第二節 鎮座四十年祭

附属施設を含む御復興の完了した昭和三十五年十一月、明治神宮は鎮座四十年祭の佳日を迎えた。十一月一日の第一日の儀より、連日盛大に執行され、祭典期間中都民百万の参拝があったといわれる。また十一月四日には、天皇皇后両陛下の御親拝、五日は皇太子殿下の御参拝を仰いだ。奉祝行事も盛況であり、一日から六日にかけて、境内では、舞楽、打毬馬術、能楽、古武道大会、邦楽邦舞、能楽など、多彩な神賑行事が行われた。茲に、第一日の儀の模様を「神社新報」から引用しておこう。

北白川房子様、東久邇聰子様、高橋龍太郎、佐藤尚武、秋岡保治、香取茂世氏はじめ約千名が拝殿に参列するうちに、甘露寺宮司、伊達権宮司以下神職が参進して祭儀を厳修、つづいて安倍季巖楽長はじめ宮内庁衆人による東游が奉奏された。北白川房子様以下参列者が玉串をさ、げ、伊達権宮司から「御聖旨を体して祖国の精神復興に相共につくしたい」旨の挨拶があった〔「神社新報」、昭和三十五年十一月十二日〕と。

なお、鎮座四十年祭を契機として、御祭神の御聖徳の宣

揚・教化活動に資すべく、重要な事業が展開した。それは、御祭神の大御心を直接示す御製・御歌の編纂である。

明治天皇の御製は九万首以上に達し、昭憲皇太后の御歌も三万首に及ぶものであったが、大正公刊の『明治天皇御集』・『昭憲皇太后御集』は、余りに掲載御製・御歌が少なかった。茲に、新に御集を編纂しようとの機運が高まり、昭和三十五年九月七日、明治天皇・昭憲皇太后御集委員会が発足した。委員長には甘露寺宮司が就任、顧問に宇佐美毅・三谷隆信、委員に窪田空穂・西原英次・佐々木信綱・吉井勇等、新年歌会始の選者・元選者及び宮内庁・明治神宮関係者を委嘱した。従前は門外不出とされていた宮内庁侍従職保管の明治天皇御製全集百十冊、昭憲皇太后御歌全集四十七冊の全巻を特に拝借し、これを底本として謹撰が始まった。以来、委員会メンバーの精魂を傾けての謹撰の結果、四年以上の歳月を経て、『新輯明治天皇御集』（昭和三十九年十一月三日）と『新輯昭憲皇太后御集』（昭和四十年十二月十五日）とが上梓された。

## 第三節 明治維新百年

昭和四十三年、明治神宮は明治維新百年という節目を迎えた。此の年開催された神社神道界に於ける明治維新百年記念関係の企画は、三月十二日の神社本庁主催の「明治維

新百年記念式典」を皮切りとするものであるが、当該式典が明治神宮参集殿に於いて挙行されたことから判るように、明治神宮を中心として実現されたといっても過言ではない。就中、明治神宮が昭和三十九年五月維新関係神社懇談会を開催し、統一的行事の企画推進を提唱。これが一つの契機となつて、神社本庁に明治維新百年記念行事企画委員会、続いて同事業委員会が設置され、神社界を挙げての明治維新百年記念の諸事業が展開される道を開いた。また、昭和四十三年五月には、明治神宮は、神社本庁の明治維新百年記念事業を協賛し、これが円滑な遂行をはかるため金四百十万円を寄贈したのである。

国是たる五箇條御誓文が發布された三月十四日の記念日には、全国神社に於いて記念の大祭が斎行されたが、それに先立つ三月十三日、明治神宮・明治神宮崇敬会主催、神社本庁協賛の下、「明治維新百年記念大会」が日本武道館に於いて挙行された。大会には、高松宮同妃両殿下の台臨を仰ぎ、崇敬会関係者や全国神社関係者等約一万三千名を集め、「明治の精神」昂揚の熱気が、会場の日本武道館に漲つた。

式次第は、伊勢の神宮、明治神宮、靖國神社を選擇し国歌斉唱のあと、甘露寺宮司が「五箇條御誓文」を奉唱。引き続き伊達権宮司が式辞を述べた後、高松宮殿下より、「国

民が一致して、日本をよき日本として国際場裡に飛躍せしめた、あの幕末から明治に至る先人たちの心を心として、今日、それぞれの立場を通じて、皆様方が国民精神の昂揚と、我が国の健全なる発展に寄与せられますように」との参加者一同に対する激励のお言葉を賜わった（『明治維新百年——明治神宮の記録——』、四六頁）。そして、文部大臣瀬尾弘吉（代読久保田政務次官）、神社本庁統理佐佐木行忠、全国師友協会々長安岡正篤、作家山岡莊八等、来賓の祝辞を受けた後、以下の大会宣言を決議した。

明治は、わが国が世界の歴史において、未曾有の飛躍と発展をとげた時代である。幕末多難の時にあたり、わが国は敬神尊皇の愛国運動によつて、よくその危局をのりこえ、明治御一新ののち、明治天皇の御聖徳のもと、輝かしい明治の聖代をなしとげた。われらは今日、明治維新百年の記念すべき年にあたり、幕末明治の先人たちの偉業をしのび、近代日本建設のいしづえとなつた明治の精神を昂揚して、祖国愛の混迷、道義の低下など、現下日本の時弊をただし、皇室を柱と仰ぐ新しい日本の建設に、勇氣と自信をもつて邁進せんことを期するものである。われらは、明治天皇が五カ条の御誓文を宣布されてより満百年を機とし、ここに盛大なる明治維新百年の記念式典を挙行するにあたり、

大会の総意をもって、右宣言をする（明治維新百年——明治神宮の記録——明治神宮・明治神宮崇敬会、昭和四十四年、五一頁）。と。

第二部の記念講演では、政治評論家御手洗辰雄と京都大学名誉教授大石義雄が演台に立った。御手洗は、戦後二十三年間における我が国の目覚ましい発展をして、「この奇蹟的發展は明治の先人たちの残してくれた力であり、日本にはアジア諸国に比べ強い愛国と独立の精神があったからこそ明治維新は成功した」（「神社新報」、昭和四三年三月十二日）と喝破した。一方の大石は、明治の精神をして、「王政復古の精神であり、国民統合の精神のことである。国民統合のできない国は国家として存続できない。五ヶ条の御誓文は日本の政治の近代化の宣言であるが、この民主主義政治は日本本来の国民統合の民主主義であり、天皇による統治が基本となつてゐる」（同前）と規定したのである。

かくして、明治維新百年記念大会は、盛大且つ有意義に終了したのであるが、その後、明治神宮崇敬会主催の下、春秋二季に亘つて東京体育館や日本武道館に於いて、延べ十四回に及ぶ「明治維新百年奉祝大会」が挙行された。それぞれの回には学界・文化界等の著名な講師十三名の講演が行われた。各講師の名前と肩書は以下の通りである。即ち、菅原通済（元建国記念日審議会委員長）、出光佐三（出光興

産株式会社社長）、安岡正篤（全国師友協会会長）、山岡荘八（作家）、木下一雄（教育課程審議会会長）、安津素彦（國學院大學教授）、木村毅（評論家）、井上孚麿（亜細亜大学教授）、大浜信泉（元早稲田大学総長）、田中卓（皇学館大学教授）、福田恆存（評論家）、石井寿夫（神社本庁講師）の各氏であつた。

秋の明治維新百年大祭は、十月二十八日から二週間にわたつて斎行され、連日参拝者の群で賑わつた。とりわけ、十一月三日には、例大祭にあわせて明治維新百年大祭が勅使（高倉水輝掌典）参向のもとに斎行された。大祭斎行にあつては、天皇皇后両陛下より幣帛料が下賜された。そして、十一月五日には天皇皇后両陛下が御親拝になり、そして皇太子同妃両殿下も行啓、御参拝になつた。

更に、明治維新百年にあつて明治天皇御製を歌詞にいたたく神楽舞を新作し、百年大祭に奉奏すると共に、神宮神楽舞の一つとしてその後も恒例・臨時の祭典等に奉奏することとなつた。茲に、監修及び作曲に宮内庁楽部楽長安倍季巖、同じく作曲に同楽長補東儀和太郎、作舞に元宮内庁楽部楽長藺広茂によつて、神楽「代々木の舞」が生まれ、十月二十八日の明治維新百年記念大祭第一日の儀に初めて神前で奉奏された。

また、奉祝行事として十月二十九日から六日間、日本橋・三越で開催された「明治天皇展」は連日大変な盛況で、

六日間に約七万人が訪れた。会場には明治天皇の御降誕から崩御までの貴重な資料が、明治神宮所蔵のほか各宮家、総理府、宮内庁、国立博物館、京大などから特別に出品され、それ迄あまり公開されなかつた約四百点が展示された。

これまで、当該期(第三期)の明治神宮は、御祭神の御聖徳乃至明治の精神というものを、一般崇敬者に宣揚・教化することを活動の中心としてきたという着眼点の下に、その具体的な諸相を記述してきた。其の意味に於いて、明治維新百年記念事業として着手された『明治天皇詔勅謹解』の編纂は、かかる当該期の動向を具体的に示す重要な事例の一つであつた。なぜならば、明治天皇の詔勅を謹解し、その内容を広く一般に示すことは、明治天皇の御聖徳を認識理解することに大きく貢献することになるとともに、有識者のみならず国民大衆の精神教育のよすがにもなるからである。かくして、昭和四十二年九月三十日「明治天皇詔勅委員会」が発足し、甘露寺宮司を委員長に伊達権宮司を副委員長として、宇野哲人、井上孚麿、阪本健一、村尾次郎、平泉澄、宇野精一、藤井貞文そして葦津珍彦等、明治時代の制度や文物に造詣の深い第一線級の学識研究者を顧問や委員に委嘱した。同日第一回委員会を開催、以来五年四か月に亘り、各委員は原稿を分担して執筆、原稿には七十数回に及ぶ委員会に於いて慎重なる審議・検討を加え、

遂に昭和四十八年一月二十日『明治天皇詔勅謹解』が刊行された。本書の内容は、明治天皇の全詔勅の中から百五十二点を謹撰。それぞれの詔勅の正しい読解を示すべく、正確な訓読・語釈を付し、詔勅が渙発された時代背景についても詳細に解説するものであり、明治時代史、乃至は明治の精神を理解する上で、逸することの出来ない重要且つ重厚な書籍となつた。

#### 第四節 昭憲皇太后基金増額のための献金

更に、昭和四十三年には、「昭憲皇太后基金」の増額にあたり、明治神宮並びに崇敬会は、同基金に対し、合計六百万円の寄附を行った。

昭憲皇太后基金の経緯は、明治四十五年ワシントンで開催された第九回赤十字国際会議にまで遡る。その際、昭憲皇太后は、「赤十字は、戦時中だけでなく、平時においても救護活動を積極的に行つてほしい」という思召しから、万国赤十字連合に対して金十万円を下賜された。当時の十万円は、昭和四十年当時の三億円に相当すると云われている。万国赤十字はこれを「昭憲皇太后基金」として積立て、毎年、昭憲皇太后の命日(四月十一日)に、その利息を各国赤十字の平時救護活動資金として配布することとした。昭和四十三年の時点で、基金の配布を受けた件数は延

二百三十件、国数にして六十ヶ国、金額六千三百万円におよび、赤十字の平時活用という昭憲皇太后の先見の明と「昭憲皇太后基金」の意義とは、世界各国に高く評価された。

しかるに、昭和四十年代当時の物価の高騰によって、配分額の実質価値が著しく低下し、基金の増額を必要とする事となったので、政府は基金の援助を企図し、又日本赤十字社においては明治維新百年を契機として、財界その他よりおよそ六千万円の献金を募ることとなった。

明治神宮並びに崇敬会は、これに対応するべく、神宮より四百万円、崇敬会より二百万円を拠出して協賛することとした。かくして、昭和四十三年四月と昭和四十四年四月の二回に分けて、伊達巽権宮司以下三名は、日赤本社に於いて、東竜太郎日赤社長に合計六百万円を手交した。

## 第五節 鎮座五十年祭

——明治神宮會館と至誠館との創設——

昭和四十五年明治神宮は鎮座五十年の節目を迎えた。十一月一日の鎮座五十年祭を中心として、その前後、十月二十八日から十一月四日にかけて諸祭儀が行われた。十一月一日の鎮座五十年祭は、午前十時に始まった。政府代表の文部大臣坂田道太をはじめ最高裁長官石田和外、参議院副

議長安井謙、神社本庁事務総長林榮治その他一般参列者千名が参列。甘露寺宮司以下の神職が奉仕して祭典は執り進められ、宮内庁楽部の奉仕による「東游」が奉納された。そしてこの日、内閣総理大臣佐藤栄作の正式参拝があった。

十一月五日には、天皇皇后両陛下、皇太子同妃両殿下がそれぞれ明治神宮に御親拝・御参拝になった。なお、鎮座五十年祭にあたっては、天皇皇后両陛下より御製並びに御歌が奉納され、また皇族方からの御歌も奉納された。両御祭神の御事を始めとして明治神宮の本質を鋭く洞察された御製御歌である故、茲にそのすべてを列挙しておこう。

### 御製

おほぢのきみのあつき病の枕べに母とはべりしおもひ  
でかなし

### 皇后陛下御歌

まなびやかにかよひそめたるをさなき日金剛石をみまへ  
にうたひき

### 皇太子殿下

すめろぎの築きたまひしいしすゑに万国博は花開きた  
り

### 皇太子妃殿下

ふり仰ぐかの大空の浅みどりかかか心をおぼし召しけ  
む

### 常陸宮殿下

秋ふかき明治神宮はしづまりてひとときは高きひよどりのこゑ

### 常陸宮妃殿下

愛でましし松のみどりも萩むらも色ふかみけりいそとせをへて

### 秩父宮妃殿下

かつてなき試練をこえて栄えゆくくにをまもりの代々木の大神

### 高松宮殿下

天の下みな同胞と乞ひ祈まむ代々木の宮に今日は詣でて

### 高松宮妃殿下

世はうつり人はかはれど大みわざあふぎて詣づ国民のむれ

### 三笠宮妃殿下

み光を慕へる民ににぎはひつつ代々木の杜は五十とせを經し

### 北白川房子様

父帝母宮ともにしづまりていそとせへたる今日のなつかし

鎮座五十年祭という節目は、明治神宮の教化活動という

観点からも銘記されるべき年であった。なぜならば、教化活動の「場」としての役割を担う「明治神宮会館」建設が企図されたからである。

明治神宮会館は、すでに昭和四十四年二月の崇敬会評議委員会において提案されていた。その後、同年十二月には、崇敬会が中心となつて、神宮会館建設常任委員会が設置された。以来三カ年計画を以て支部組織を通じ、明治神宮崇敬者を対象とする奉賛活動を展開。経済界、産業界、その他有力会社等からも格別の協賛を受けた。建設工事は、昭和四十六年六月斎行の地鎮祭を経て着工、諸工事も関係者のたゆまぬ努力により順調に進行、昭和四十七年二月上棟祭、引続き内外装、機械の設置、仕上工事を終えて無事故にて完工。昭和四十七年六月三日に竣功清祓の慶事を迎えた。当日神宮会館に於いて式典が開催され、神社本庁統理佐佐木行忠、経団連名誉会長石川泰三、法務大臣前尾繁三郎の来賓祝辞があり、各氏ともに、「現下の荒廢する社会にあつて、神宮会館が国民精神作興、青少年の健全育成など社会教化センターとしての役割を大いに期待したい」(『代々木』、昭和四十七年七月)旨、それぞれの発言があつた。

更に、同時期、御祭神の精神の宣揚という趣旨から建設が計画されたのが武道場「至誠館」であつた。その設立の背景として、昭和四十三年から昭和四十四年にかけて、東

大安田講堂事件に象徴されるように、左翼学生による学園紛争が全国的に過激化し、社会不安がたかまっていた。かかる時代情勢の中で、戦後、神社本庁の設立に尽力し、米軍占領下の神社神道を護持することに挺身してきた葦津彦は、伝統的な価値観の喪失という当時の混乱した世相に危機感を懐いていた。そして、かねてより御祭神の尚武の精神（身にはよし 佩かずなるとも 剣太刀 ときな忘れそ 大和心を）の発揚が必要と考えていた甘露寺受長宮司や伊達巽権宮司と共に問題意識を共有し、かくして彼等は、鎮座五十年祭の記念事業として、御祭神を祀る内苑に教学施設として武道場を建設することを決意した。その目的とするところは、「御祭神の大御心のもとに、日本武道を通じて心身の鍛錬を行い、国民の健全なる精神の作興に寄与する」というものであった。かかる理念の下に、昭和四十八年十月十日に武道場「至誠館」は開設された。爾来、弓道、剣道、柔道、合気道・鹿島神流武術といった武道の修練のみならず、「武学」と称する座学講座を通じて日本精神・文化の根底をなす「皇室」「神道」「武士道」に関する理解を深め、心身共に健全なる日本国民を育成し、国家社会の為に有為な人材を育てることを実現している。

## 第六節 鎮座六十年祭

——『大日本帝国憲法制定史』の編纂——

昭和五十五年十一月一日、明治神宮では御鎮座六十年祭が厳粛に斎行された。斎主は、昭和五十四年四月一日に明治神宮第八代宮司に就任していた高澤信一郎であった。高澤は、昭和十年出仕として奉職して以来、一貫して明治神宮に奉仕してきた。昭和四十七年四月には、伊達権宮司が第七代宮司に就任したことを契機として三権宮司制が導入され、その際高澤は、福島信義（明治記念館担当）、副島廣之（崇敬会担当）と共に、社務所担当権宮司に就任した。なお、神社神道人としての高澤を特徴づけているのは、祭式研究者として斯界に多大な貢献を為し得たことであろう。とりわけ、昭和二十三年神社本庁の規定「神社祭式」が定められると、その儀註としての「神社祭式同行事作法儀註」の原案の作成に従事した。また、祭式の指導者としては、昭和二十四年以降國學院大學で教鞭を取り、且つ昭和四十年からは神社本庁祭式講師として、後進の育成に努めた。

かかる経歴を持つ高澤は、御鎮座六十年祭を奉仕した後、鎮座以来の明治神宮の推移を次のように回顧している。

爾来六十年、思へば大正から昭和へ、そして先の大戦

を経て今日の繁栄に至り、時代は目まぐるしく変転を経てをりますが、明治神宮は常に全国民の心の拠りどころとして崇敬の誠が捧げられてまゐりました。およそ国家繁栄の基は勤勉なる国民性もさることながら教育の進歩普及にあると存ぜられます。我が国に於てその礎は既に明治時代に確立せられ、時恰かも本年は教育勅語渙発九十周年の記念すべき年にも当ります。当神宮といたしましては、現下の国情に鑑みて御祭神の大御心に副ひ奉るべく御勅語の御精神の普及に努めると共に国民精神の高揚に益々力を尽す所存であります〔神社新報〕第千六百三十八号、昭和五十五年十一月十七日。と。

右の高澤の発言にも、御祭神の大御心と明治の精神（教育勅語）との宣揚・教化を目的とする当該期の明治神宮の動向を確認することができよう。その意味に於いて、御鎮座六十年の記念事業として企図された『大日本帝国憲法制定史』の編纂は、かかる明治神宮の動向を具現化する営みであった。

そもそも『大日本帝国憲法制定史』の編纂事業の発端は、昭和五十二年三月にまで遡る。即ち、昭和五十二年三月十日付「憲法委員会設置について葦津珍彦氏意見」との資料に拠れば、当日武道場至誠館にて、伊達宮司、高澤・副島

両権宮司に、『大日本帝国憲法制定史』草稿の中心的な執筆者となった葦津珍彦は、編纂をめぐっての意見を開陳した。かかる葦津の構想は、『大日本帝国憲法制定史』委員会設置に際して物された「一趣旨と目的」との資料に、具体的に示されている。即ち、

▼明治神宮の教化活動として、これまで御製・御歌、詔勅の謹解等なされて来たが、残されている重要なテーマは明治憲法の問題である。▼史上初めて憲法を制定するに当って我国の国体を、条文化するに困難を極めた筈であり、大日本帝国憲法制定史の研究こそ將に日本の国体を究明することに外ならない。▼またこのことは婉曲な現憲法批判にもなる訳で、神宮の立場としては憲法改正の旗頭になるよりは最もふさわしい在り方といえよう。▼尚、これを權威あるものとする為にことを急ぐ必要がある。それは専門家が極めて少数になりつつあるという点で、明治憲法の研究を正しく継承している学者はすでに現役では大石義雄博士が最後であるとさえいわれている事に注意したい。と。

右の引用には、帝国憲法は我が国の国体に根差して制定されたのであり、従って帝国憲法制定の過程を研究することとは、我が国の国体とは何かを論ずることに直結する、との葦津の見識を確認できるのである。それこそ常に、『大

『日本帝国憲法制定史』編纂の根本的な理由であったといえよう。鎮座四十年祭を契機として謹撰された『新編明治天皇御集』・『新編昭憲皇太后御集』、続いて明治維新百年記念事業として編纂された『明治天皇詔勅謹解』と共に、『大日本帝国憲法制定史』の発刊が明治神宮の取り組むべき重要な事業と位置づけられたことは、我が国の国体を、強いては明治の精神を具体的に明示する文書として企図されたことを示すものであろう。

かくして、昭和五十二年七月十九日に第一回「大日本帝国憲法制定史調査会」が開催された。出席者は、明治神宮関係者の他、京都大学名誉教授大石義雄、葦津珍彦、明治神宮総代・元神祇院副総裁飯沼一省、全国師友協会会長安岡正篤の四名であった。会議を通じて、会長に伊達巽宮司が就任、委員長に大石義雄、委員に葦津珍彦、飯沼一省そして安岡正篤の就任がそれぞれ決した。その際、葦津は、『大日本帝国憲法制定史』編纂に際しての著述方針として、以下の如く主張した。

制定史の編纂は、重点を三つに分ける。第一は、五箇条御誓文と政体書から明治十四年十月の「国会の開設の勅諭」渙発迄の政治史である。第二として、伊藤博文や井上毅等によって作成された憲法草案は、明治天皇親臨のもとに伊藤を議長とする枢密院において審議され、明治二十二

年二月に帝国憲法として発布されたが、その間の審議内容についてである。就中、御前の審議は真剣で、重要な訂正もあった。第三は、かかる帝国憲法の制定過程をめぐって、歴史事実としての観点から、これまで出版された書籍によってその全貌は網羅されてきたものの、帝国憲法の精神という観点に基づいて書かれた書籍がなかった、ということ。つまり、帝国憲法の精神は、井上毅によって為された日本の古法・国典研究に基づく所が大きいとの事実である。従って、帝国憲法制定後の解釈は、穂積八束をはじめ、ドイツ法学を基礎とする美濃部達吉、上杉愼吉などの法学者に委ねられ、その結果、帝国憲法はプロシア憲法のやきなおしであると受けとられてきたが、これがそもそも「欠陥」なのであった。また、井上毅は、天皇と議会とが対立することを回避するべく政府と議会との上に天皇を位置づける大隈重信や中江兆民等の意見を、よく聞きとり入れる事に腐心した。しかしこの点が全く今日迄の書籍には書かれていない。明治天皇の欽定憲法であるからこそ、左右の意見も和合していった。この点こそが最も重要なのである。と。

かかる葦津の著述方針は、本書完成に至る迄貫かれ、帝国憲法がドイツ法学の強い影響下に成立したとの従前の解釈を、さまざまの資料を駆使して鋭く批判し直すことと

なった。つまり、本書は、帝国憲法が外国法を参考にしつつも、根本的には大宝律令以来の日本固有法思想に基づき、大隈重信や中江兆民の主張する日本の民権思想をもよく採り入れ、君民一致の下に、最終的には明治天皇によって欽定された意義の大なることを、解明したのである。これは、帝国憲法研究史上全く新たな知見に基づく画期的なものであった。

#### 四、明治神宮と国民運動

##### 第一節 神社界の国民運動

これまで、昭和三十五年以降の営みを第三期として、明治神宮が教化活動に傾注してきた事を、いくつかの事例に基づき記述してきた。第四期は、その延長線上に位置づけられる展開であり、それは、昭和五十年前後を画期とする国民運動への積極的な関与であったと思われる。

ちなみに、戦後の神社神道界が推進した国民運動の嚆矢は、昭和二十七年四月のGHQによる占領の解除に伴って開始された、伊勢の神宮の真姿顕現運動であったといえよう。

周知のように、伊勢の神宮(内宮)に祀られている八咫鏡は、皇祖神天照大御神より皇孫瓊瓊杵尊に直接授けられた

御霊代である。しかし、昭和二十年に発出された神道指令を起点として、伊勢の神宮は、一宗教法人としての地位を余儀なくされ、皇室と伊勢の神宮との紐帯は、国の制度の上で断絶してしまった。そこで神宮関係者、伊勢神宮奉賛会、神社本庁、神社新報社等の運動の結果、伊勢の神宮が天皇陛下の皇祖を奉祀せられる神宮であることが政府の認めるところとなり、昭和三十五年十月、内閣総理大臣池田勇人は、答弁書を以て其の旨を公表した。

第二の国民運動として、建国記念の日法制化を挙げられよう。昭和二十三年「国民の祝日に関する法律」が公布され、重要な祝祭日の一つである「紀元節」が廃止された。しかし、昭和二十六年以降、神社本庁、神道青年全国協議会、神社新報によって、二月十一日を建国記念の日とする国民運動が始まった。昭和三十年には、神社本庁内に事務局を置く「紀元節奉祝国民大会運営委員会」が発足。以後、同会は、建国記念の日法制化に向けて運動を継続。ここに国会政治家の中にも、国民祝日法の一部を改正して建国記念日を加えようとする機運が高まってきた。昭和三十二年八月には、運営委員会を母体として「紀元節奉祝会」が誕生した。以後、法制化実現に至るまでこれらの組織等によって運動は展開され、国会における法案の審議が繰り返された。かくして、昭和四十一年十二月、「二月十一日建

国記念の日」が国家の制度として確定した。

そして第三は、「劍璽御動座の朝儀」を復古させる運動である。劍璽御動座とは、皇位のみしるしである三種神器の劍と璽とが常に天皇陛下のお側にあつて離れず、行幸の際にも必ず共に動かれる皇室の伝統の朝儀をいう。この朝儀がGHQの「神道指令」発出を契機として、昭和二十一年二月の千葉行幸を最後に中断されていた。しかし、昭和四十六年以降、神社本庁、神道青年全国協議会、神道政治連盟を中心とする劍璽御動座復古の運動が展開された。かかる運動の力によって、昭和四十九年十一月、第六十回式年遷宮の終了後の天皇陛下下の伊勢行幸にあたり、劍璽御動座が復活した。

## 第二節 「日本を守る会」の結成

以上の神社神道界を中心に推進された国民運動の成果の下に、昭和四十九年四月二日に「日本を守る会」は結成された。即ち、戦後三十年を迎えようとしていた当時の日本は、池田勇人内閣の国民所得倍增計画に基づき、順調な経済成長を実現していた。しかし、国民の精神・思想は、米国の占領政策から未だに脱却し得ず、学校教育の左翼偏向等により、愛国心の希薄化や民族の連帯感の喪失、はたまた利己主義の台頭など、混乱の極みに達していた。かかる

危局打開の為、神道・仏教等の宗教界、社会教育界、言論界の有志、即ち、伊達巽（明治神宮宮司）、朝比奈宗源（円覚寺派管長）、篠田康雄（神社本庁総長）、山岡荘八（作家）、安岡正篤（全国師友協会会長）、谷口雅春（生長の家総裁）、関口トミノ（佛所御念会会長）、岡田光玉（世界真光文明教団）等が結集したのである。五箇条の基本運動方針の冒頭には、「わが国の伝統的精神に則り愛国心を高揚し、倫理国家の大成を期する」とある。事務局は、明治神宮会馆内に置かれ、事務総長には、副島廣之権宮司が就任した。

「日本を守る会」の活動の成果として最も著しいものに、元号法の成立が挙げられる。即ち、一世一元の制は、明治二十二年に公布された「皇室典範」に明記されていた。しかし、敗戦後、GHQの占領下に、新しい皇室典範が設定された際、一世一元の制に関する規定が削除されてしまった。此の事に従って、元号の法的根拠がなくなり、昭和という元号は、「事実たる慣習」の扱いとされてしまった。

かかる状況下、日本を守る会は、結成後早々の昭和四十九年五月、田中角栄首相に元号法制化を要請するべく要望書を提出したことを嚆矢として、歴代の内閣にも要望を続けてきたが、これに対し確たる意思表示がなかった。

しかし、昭和五十三年七月、日本青年協議会の努力により、「日本を守る会」を母体として、「元号法制化実現国民

会議」が結成された。前後して同年六月には、「元号法制化促進国会議員連盟」も発足し、元号法制化に向けて強力な推進が図られる体制が整った。なお、茲に昭和五十三年八月二十日の「産経新聞」に掲載された元号法制化実現国民会議の意見広告を引用しておこう。以下、元号法制化を実現することの意義が平易且つ明瞭に表現されている。

明治、大正、昭和と私どもの日常生活に深くとけ込んでいる元号が、昭和かざりて自然消滅するかも知れません。元号の制度は戦後その法的根柢を失い、新しい元号を制定するなんの取り決めもないのです。このままでいくと、元号は消滅し、年暦は西暦だけになり、国民生活に与える混乱ははかりしれないものがあります。地方議会では元号を守り伝えようと、これまで全国四十三都道府県議会が、政府に元号法制化を要求する議会決議をしています。〈中略〉元号存続の法的根柢を確立し、従来通り西暦との併用を続けていくか、あるいは元号を廃止して西暦に一本化するか、政府は決断を迫られています。私ども国民会議は、政府が一刻も早く国民世論の要望をうけて、元号法制化を実現させるよう強く訴えます。と。

かくして、これら組織の運動が政府を動かし、昭和五十四年六月、一世一元の制を法的に明確化する元号法が制定

された。

### 第三節 「日本を守る国民会議」結成

「日本を守る会」の活動に根差した元号法の制定化の後、昭和五十五年あたりから、各都道府県に「日本を守る県民会議」が結成され、教育、防衛、憲法等憂慮される諸問題を問い直そうとする国民運動が活発化してきた。そこで、その中央組織として昭和五十六年十月、「日本を守る国民会議」が結成されるに至ったのである。組織の顔ぶれは、議長に加瀬俊一（元国連大使）をはじめ、運営委員長の黛敏郎（音楽家）、事務総長には副島廣之権宮司が就任した。高田好胤、細川隆元、桜田武等、宗教界、言論界、財界等の代表も多数運営委員として名を連ねた。事務局は明治神宮に於かれた。

日本を守る国民会議の活動は多岐に及ぶが、ここでは教科書問題を取り上げておきたい。即ち、中国・韓国から日本史教科書の記述をめぐる抗議を受けた昭和五十七年七月を契機として、日本を守る国民会議は、学識研究者・教育関係者などを招き、事件の背景、現行日本史教科書の問題点等を検討した。そして、昭和五十七年十月には「教科書問題を考える懇談会」が開かれ、国民会議の中から日本史教科書の自主編纂出版の提案が行われた。

その意図するところは、▼偏向教科書の批判だけに止まっていた従来の反省を踏まえ、日本を守る国民会議の目指す教科書をみずからの手で編纂して内外に示すこと。▼左翼の偏向攻勢と外圧によって腰くだけとなった文部省の検定姿勢に対し思想攻勢をかけること。▼良識ある教科書の配布運動を全国に拡げ、国民の教科書是正の世論を喚起すること。▼当然予想しうる日教組をはじめとする左翼からの批判運動に対抗し、学者文化人を結集し思想論争を展開すること。というものであった。

その後、日本を守る国民会議の呼びかけを通じて、歴史学の権威村尾次郎を中心とする歴史学者・教育関係者による「歴史教科書編纂委員会」が昭和五十九年五月に立ち上げられた。以来、同委員会によって研究活動・執筆が開始され、約二ヶ年を経て原稿本が完成。昭和六十年八月、原稿本は、文部省に検定申請され、検定審議会の審査を経て昭和六十一年五月に合格となった。しかし、「朝日新聞」等のマスコミ報道に端を発して、中韓両国の外圧を受けることとなり、四次の追加検定を余儀なくされ、同年七月に最終合格となった。

本教科書（『新編日本史』原書房）の内容的な特徴は、以下の編集方針に見出せる。それは、▼日本の伝統文化の特色が把握できるよう、各時代の政治、経済、社会の動向と関

連づけながら文化の流れを展開すること。▼天皇に関し歴史上欠かせないことは洩れることなく記述すること。▼対外関係については、国家としての自主独立の精神の重要性を理解させるよう配慮すること。▼古代史では遺物遺跡や外国の史書のみならず『古事記』『日本書紀』など日本の史書を尊重し、古代人の思想についても言及すること。▼近・現代史では、とくに諸外国との外交問題に配慮し、戦争に関して出来るだけ客観的に記述すること。との五項目であった。

本教科書の完成にあたって、東京大学名誉教授坂本太郎は、「これまでの教科書は一律に左翼的な立場でかかっているが、この教科書は別の見方や書き方があることを示しており高く評価できる。古代史でも神話を積極的に取り上げ、古代人の思想をきちんと伝えようとしている。また近現代史もこれまでの戦後の東京裁判史観にみられる反省ばかり強調する見方から脱却し、新しい視点で書いている。どの教科書も判で押したように、日本が悪いという精神が貫かれている。そういう敗北の史観から抜け出し新しい見方をする教科書が出てきてもいい。」（副島廣之『私の歩んだ昭和史』、四五三頁）と評価したのであった。

#### 第四節 世界宗教者倫理会議と明治神宮

国民運動とは性質を異にするものの、当該期(第四期)の明治神宮の対外的な活動に於いて看過できないものとして、他宗教との宗教間対話の営み、具体的には昭和五十六年六月に開催された「世界宗教者倫理会議」に対する積極的な関わりを挙げられる。

そもそも宗教間対話の実践は、世界的な視野にて俯瞰するならば、第二回バチカン公会議の開催(一九六二―一九六五)を画期とするものであろう。つまりそれは、カトリックがプロテスタント等他のキリスト教や諸宗教の存在を肯定するのみならず、積極的に対話しようとの姿勢を鮮明にしたのである。また同時期に生起した、宗教学研究の欧米・アジアの教育機関に於ける展開という現象も、宗教間対話の活発化・活性化に貢献したのではなからうか。一方、国内に目を転ずると、昭和四十二年「世界連邦世界協会」の中に宗教委員会が設置されたのを契機として「世界連邦日本宗教委員会」が発足し、世界連邦によって世界に平和共存をはかるという共通の目的のもとに、諸宗教の対話が行われるようになった。また昭和四十五年(一九七〇)世界平和を希求する宗教者の集いとして「世界宗教者平和会議(WCRP)」が発足、第一回京都大会が盛大に開催された。

我が国に於ける、かかる組織に基づく宗教間対話が活況を呈する下に、昭和五十三年三月には、宗教代表者会議が明治記念館にて開催され、ローマ教皇庁関係者等の参加を得て、宗教協力をめぐる協議が行われた。そして、当該会議が呼び水となって、昭和五十三年七月には、日本・バチカン宗教代表者会議がローマ郊外ネミ湖畔で開催された。その際、神社神道の代表者として神社本庁統理徳川宗敬、神社本庁総長篠田康雄、そして明治神宮権宮司副島廣之が出席した。会議では、▼世界平和に寄与する実践方法、▼宗教者間の一致協力、▼無神論者との対話、▼世界の宗教倫理の確立をめざす精神運動、といったテーマをめぐって活発な議論が交わされた。

このような経緯の下に、日本・バチカン宗教代表者会議の関係者は、「世界宗教者倫理会議(WOREC)」を、日本に於いて、日本・バチカン共同主催により開催することを決定した。昭和五十四年六月には、「世界宗教者倫理会議」の実行委員会として、「日本宗教代表者会議(JCCR)」が発足した。明治神宮からは、伊達巽宮司が名誉顧問に、副島廣之権宮司が事務総長に就任し、事務局は明治神宮に置かれた。以後、代表者会議は、副島事務総長等を団長とする使節団を、世界の各地、各宗教に送り、「世界宗教者倫理会議」の趣旨を説明し参加を要請した。世界の諸宗教の

代表者は、概ね趣旨に賛同するなど好意的な反応であったが、新宗連（立正佼成会ほか新宗教の連合体）や我が国のキリスト教連合会から代表者会議役員の人選や倫理会議の趣旨をめぐって反対意見等があり、不参加を表明する宗教団体も出てきた。

その後、紆余曲折を経て、「世界宗教者倫理会議」は昭和五十六年六月に東京のホテルにて開催されることとなった。出席者は世界各地から参加した仏教、キリスト教、ヒンドゥー教、イスラム教、ユダヤ教そして神道の各代表者で、日本の宗教者、オブザーバーを含めておよそ百五十名となった。役員に抜擢された神社神道関係者は、議長に神社本庁総長篠田康雄、事務総長に副島廣之権宮司、財務委員長に箱根神社宮司渋川謙一、そしてコーディネーターに國學院大學教授上田賢治の各氏であった。

会議の目的は、「人間と自然の相関関係」および「宗教、倫理、文化の関係」という主要題目をめぐって参加者たちが意見を交換して相互に学びあうことであった。三日間に加え活発な討議の結果、精神的価値（宗教的価値）や道徳的価値が忘却されゆく人類の現状を鑑み、宗教者のアルベキ姿として以下の項目が確認された。

▼過去においては、非寛容と敵意が、しばしば異なる宗教間の関係をゆがめてきた。この事実を反省し、われわれ

宗教者が、世界の平和と和合について語るとき、まず為すべきことは、宗教同士の尊敬と善意と理解を促進すること。▼各宗教者は、それぞれの信ずるところを告白し、他者にもそれを自由に伝えることができなければならない。しかしそれは他者に自己の宗教を道徳的、肉体的強制によって押しつける改宗主義であってはならない。▼宗教間の現実の相違を相違として認識し、自己の信仰を深めることを第一とすべきである。▼以上の実践を通じて、われわれ宗教者は、人類が求めてやまない恒久的平和を実現するために貢献すること。と。

かくして、諸宗教の代表者は、前記の主要題目から派生する個別のテーマ、即ち、自然と宗教の問題、民族宗教と世界宗教との関係、無神論・共産主義と宗教との問題、強引な改宗主義の問題等をめぐって、自己の信仰に基づく忌憚のない意見を開陳した。そして、かかる討議を経て宗教間における見解の一致と相違とを相互に確認したのであり、その意味に於いて、充実した宗教間対話を実現したのであった。

## 第五節 昭和天皇の御不例と明治神宮

以上、第四期として主に明治神宮と国民運動との関係を記述してきたが、時代は愈々昭和の終焉へと向かうことと

なる。

昭和六十二年初秋御発病になられた昭和天皇は、九月十二日宮内庁病院に入院、手術をお受けになった。当日より明治神宮では、朝御饌にて「天皇陛下病氣平癒」を辞別奏上（以後、昭和六十三年四月十一日迄朝夕御饌にて継続）。昭和六十二年十月十八日には、日本を守る会と日本を守る国民会議との共催による天皇陛下御平癒祈願祭が斎行された。一旦昭和天皇は、御病氣から御回復になったものの、昭和六十三年九月十九日、御吐血になられた。明治神宮では、九月二十日より朝夕御饌にて再び「天皇陛下病氣平癒」を辞別奏上。九月二十三日には、日本を守る会と日本を守る国民会議とにより、聖上御平癒の為、祈願奉賽式執行。その後、国会議員、神社本庁総長等が御平癒祈願の為正式参拝を為した。九月二十七日には、崇敬会による、聖上御平癒祈願祭が斎行された。更に、九月二十九日には、神道教政治連盟国会議員懇談会と皇室問題議員懇談会とが聖上御平癒祈願奉賽式を執行した。

しかし、国民の聖上御平癒の祈りもむなしく、昭和六十四年一月七日崩御あらせられた。当日、明治神宮では臨時祭聖上崩御奉告祭がしめやかに斎行された。

## おわりに

戦後、昭和二十一年から昭和の終焉までの、明治神宮の歩みを俯瞰してきた。そこには、大凡二つの動向を確認できる。

第一の動向は、敗戦より昭和三十五年九月に至る御復興への進捗が明治神宮関係者及び崇敬者の御祭神に対する敬虔な信仰に基づく営みであった、という事である。終戦直下の昭和二十年九月の地鎮祭を経て、早くも昭和二十一年五月に暫定的な施設としての仮殿が竣工したことは、御祭神の奉護が何よりも優先されていたことを物語る。昭和二十二年四月法律第五十三号の公布を契機として、明治神宮は、内苑と外苑との境内地問題に傾注した。それは、神社にとって必要不可欠な境内地（祭場）を確保し、以て御祭神の御魂をお祀りし、且つ内外苑相俟って両御祭神の御聖徳・御坤徳を顕彰する明治神宮の本来の在り方を恢復する営みであった（第一期）。

そして、境内地問題が解決する（昭和二十七年十二月）のほぼ軌を一にして、御社殿の復興計画が発表される（昭和二十七年十一月）。そこには、一日も早く創建時と同様の荘厳な社殿を復興しようとの信念を垣間見ることができよう。かくして、復興社殿の竣工と共に御復興遷座祭が斎行され

(昭和三十三年十月)、次いで附属施設も竣功し(昭和三十五年九月)、明治神宮の復興事業は完了した(第二期)。

このように、仮殿竣功、境内地の確保、御社殿の復興という第一期と第二期との諸相は、GHQの占領下(昭和二十七年四月迄)という厳しい時代的な制約の中で、如何に鄭重に御祭神をお祀り申し上げるか、謂わば祭祀の厳修を如何に実現するのか、という敬虔な信仰を原動力とする営みであった。

もう一つの動向は、御祭神の御神徳の宣揚・教化という側面であろう。すでに、昭和二十一年六月、明治神宮の奉賛団体としての崇敬会が設立されていたが、このような動向を活動の中心とするに至ったのは、復興事業の完了とほぼ軌を一にする昭和三十五年二月であった(本稿第三章第一節参照)。

かかる崇敬会が中心となって構想されたのは、昭和四十三年に実現した一連の明治維新百年記念事業であった(昭和四十二年二月、明治神宮崇敬会明治維新百年行事委員会発足)。式典・祭典を通じて発信された内容は、幕末から明治に至る先人達の偉業を顕彰すると共に、明治という時代に培われた祖国愛、道義、皇室への崇敬といった、おしなべて明治の精神を尊び、以て現下の混迷した日本人の精神を糺していこうとするものであった。明治維新百年記念事業とし

ての『明治天皇詔勅謹解』の編纂は、かかる明治神宮の発信する内容を御祭神明治天皇の詔勅に準拠して明らかにするものであった。そして、鎮座五十年祭(昭和四十五年)記念事業の一環として企図された「明治神宮会館」の建設は、国民精神作興及び青少年の健全育成、おしなべて教化の場を提供するものとなった。また、同事業の一環として内苑に創立した「至誠館」は、武道教育を通じて、国家社会の為に有為な人材を育てることを基本理念とするものであった。更に、鎮座六十年祭(昭和五十五年)を契機として編纂された『大日本帝国憲法制定史』は、帝国憲法の制定過程を詳らかにするとともに、帝国憲法に胚胎する思想・精神の分析を通じて、我が国の国体とは何かを明確にするものであった(第三期)。

昭和五十年前後より、明治神宮は、これまでの教化活動に加えて、国民運動に積極的に関与するようになる。昭和四十九年四月に結成された「日本を守る会」と昭和五十六年十月に結成された「日本を守る国民会議」とは、共に、明治神宮内に事務局が置かれ、事務総長には明治神宮権宮司(副島廣之)が就任した。両会は、それまで明治神宮及び明治神宮で培われた理念を、国民運動として、また政治運動として展開させた組織であった。その顕著な活動の成果は、昭和五十三年七月「日本を守る会」を母体として「元

号法制化実現国民会議」が結成。前後して同年六月には「元号法制化促進国会議員連盟」も発足。このような組織の運動によって、昭和五十四年六月、一世一元の制を法的に明確化する元号法を成立させた。一方の「日本を守る国民会議」は、昭和五十七年八月以降、「歴史教科書改ざんキャンペーン」に触発された中国・韓国の抗議に対して、活動を活発化する。昭和五十九年三月「歴史教科書編纂委員会」を設立。以来同委員会によって執筆・研究活動が開始され、約二ヶ年を経て公正な歴史教科書、新編『日本史』を完成させた。本教科書の特色は、日本の伝統文化の尊重、国家としての自主独立精神の重要性等を強調した点にあり、その意味に於いて、従前明治神宮が崇敬者更には広く国民に向けて発信してきた内容を踏襲するものであった（第四期）。

以上、昭和戦後期の明治神宮の営みに見出せる二つの動向を確認してきたが、それは、昭和戦後期の明治神宮を特徴づける契機であったといえるのではなからうか。

主な引用・参考文献

- ▼『明治神宮社務日誌』（明治神宮蔵）
- ▼『御復興準備委員会復興奉賛会創立総会関係書類』（明治神宮蔵）

- ▼昭和三十三年一月『遷座祭関係書類綴』（明治神宮蔵）
- ▼「大日本帝国憲法制定史調査会関係綴」（明治神宮蔵）
- ▼昭和五十四年四月四日『伊達宮司勇退時職員に対しての挨拶要旨』（明治神宮調査会（明治神宮蔵））

- ▼『代々木』通巻第三四号・通巻第七五号・通巻第一四七号
- ▼『神社新報』第一号・第二一七号・第五九五号・第六九〇号・第一四一一号・第一六三八号
- ▼國學院大學日本文化研究所編『神道事典』弘文堂、平成六年
- ▼神社新報社編『戦後神道界の群像』、平成二十八年
- ▼宮内庁『昭和天皇実録』、平成二十九年
- ▼神社本庁編『神社本庁十年史』、昭和三十一年
- ▼靖國神社社務所編『靖國神社略年表』、昭和四十七年
- ▼神宮司庁編『神宮史年表』、戎光祥出版、平成十七年
- ▼『明治神宮史年表——大正・昭和・平成一九二〇～二〇一七——』明治神宮百年誌編纂準備室、平成三十年

- ▼大蔵省管財局編『社寺境内地処分誌』、昭和三十四年
- ▼神社新報社編『神道指令と戦後の神道』、昭和四十六年
- ▼神社新報社編『近代神社神道史』昭和五十一年
- ▼神社新報創刊六十周年記念出版委員会編『戦後の神社・神道——歴史と課題——』、平成二十二年

- ▼大原康男・百地章・阪本是丸『国家と宗教の間——政教分離の思想と現実——』、日本教文社、平成元年
- ▼大原康男『神道指令の研究』原書房、平成五年

- ▼ 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、平成六年
- ▼ 編者阪本健一『明治以降神社関係法令史料』神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年
- ▼ 河村忠伸『近現代神道の法制的研究』弘文堂、平成二十九年
- ▼ 明治神宮・明治神宮崇敬会『明治維新百年——明治神宮の記録——』、昭和四十四年
- ▼ 明治神宮編『明治天皇詔勅謹解』、昭和四十八年
- ▼ 明治神宮五十年誌編纂委員会編『明治神宮五十年誌』、昭和五十四年
- ▼ 副島廣之『私の歩んだ昭和史』明治神宮崇敬会、平成元年
- ▼ 『明治神宮外苑七十年誌』明治神宮外苑、平成十年
- ▼ 明治神宮崇敬会『代々木——創立六十周年・婦人部結成三十周年記念誌——』、平成十八年
- ▼ 今泉宜子編『明治神宮 戦後復興の軌跡』明治神宮社務所、平成二十年
- ▼ 明治神宮社務所編『日本の伝統 魂をみがく武道 明治神宮至誠館』平成二十年
- ▼ 明治神宮至誠館編『明治神宮至誠館武道』、平成二十五年
- ▼ 明治神宮編『大日本帝国憲法制定史』、平成三十年
- ▼ 藤岡洋保『明治神宮の建築——日本近代を象徴する空間』鹿島出版社、平成三十年
- ▼ 伊達巽『明治神宮の創建と発展』『神道史研究』第十三巻第五・六号、昭和四十年
- ▼ 大丸真美『明治神宮の復興』『明治聖徳記念学会紀要』復刊第 四十五号、平成二十年

▼ 中野裕三「皇霊祭祀と明治神宮」『神園』第十五号、平成二十八年

### 追記

本稿執筆にあたり、國學院大學教授阪本是丸先生、明治神宮至誠館名誉師範稲葉稔先生、神道政治連盟首席政策委員田尾憲男先生より、懇篤なる御教示を賜りました。茲に、改めて、篤く御礼申し上げます。

本稿は、平成三十一年三月二十三日に開催された、明治聖徳記念学会第六十六回例会に於ける講演(演題「明治神宮の復興と発展——昭和二十一年『昭和六十四年——』に基づいて執筆した。

### 註

- (1) 先学の指摘に抛れば、「神道指令」には、皇室祭祀(宮中祭祀)に言及している箇所は何もなかった。しかし、宮内省は、「神道指令」を慮って、昭和二十年十二月二十二日、「皇室祭祀令」の改正を行った。そして、昭和二十二年五月二日、新憲法・新皇室典範が施行されることになって「皇室祭祀令」は廃止されるに至った(大原康男『神道指令の研究』原書房、平成五年、一一七―一二〇頁及び一三六頁参照)。此の事に従って、皇室祭祀は、公的性格を否定され、天皇の私的信仰と見做された。かくして、勅祭社の例祭に勅使を通じて幣帛が奉られる事を除いて、皇室と神社祭祀との関係も絶たれた。本稿註 13 参照。

(2) 昭和二十七年頃に執筆されたと思われる「明治神宮御復興計画具体化に関する要項」は、復興奉賛会の設立趣旨を、崇敬会との比較を通じて、以下の如く説明している。

「現在の崇敬会は諸神社に於ける氏子会の如き維持団体的性質を有するものなるを以て本格的御復興の大事業を計るについては別途全国的なる構想の下に明治神宮復興奉賛会(仮称)を設立し御造営資金の造成を期すること而して御工事は相当の年月を要するを以て募財は三年間に之れを完遂する計画を立案すること」と。

(3) 阪本是丸は、土地の具体的な状況を、以下のように述べている。「この土地によって、すべての大小神社は神社維持の基盤であった田畑、山林などを召しあげられた。境内地は神社としての最低条件を満たすだけの規模に縮小され、神社を構成していた自然環境・景観も一変した。最終的には全国の神社用地で境内地一万六、五二九町、境外地七万六七〇町が政府所有地とされた」(「近代の皇室祭儀と国家神道」『国家と宗教の間——政教分離の思想と現実』二二六〇頁)。と。

昭和十九年に米国国務省の部局間極東地域委員会が作成した「日本・信教の自由」には「靖国神社、明治神宮、乃木神社、東郷神社、ならびにその他の国家的英雄を祀る近代の神社は、我々の概念による宗教信仰の場ではない。これらは国家主義的・軍国主義的英雄を顕彰し、戦闘的な国家主義精神を涵養するための国家主義神社(nationalist shrine)である」との記述を確認できる(大原康男『神道指令の研究』前出、四頁)。

(5) なお、靖国神社に於いても、昭和二十二年四月十一日以

降、毎年四月十日前後に、花見を兼ねた晩餐会を開催し、夫人同伴の上、GHQ宗教課のパンスやウッダードを招待している。大原康男は、かかる催しの目的を、「神社側には彼らを招待することで友好を深め、情報を収集しようという意図があった」と推測している(『神道指令の研究』前出、二六二頁)。

(6) 「大日本歌道奨励会とは御歌所寄人千葉胤明の發起により創立されたもので、明治天皇の御精神を数島の道を通し恢弘せんとするのが趣旨であり、総裁に高松宮宣仁親王殿下を奉戴、会長には鍋島直大、副会長に東久世通禧、名誉会員には各宮妃殿下の御参加もあり、御歌所寄人全員が参画、機関誌「国の光」を発行した」(『明治神宮五十年誌』、二二四―二二五頁)。

鷹司宮司は、対日平和条約が発効され且明治天皇御生誕百年にあたる昭和二十七年、復興事業が本格的に着手することになった意義を、次のように総括した。「多年に渉る占領治下の試練を経て国家待望の平和条約を発効いたし我が国が独立国家として新たなる出発をする本年、神宮に於きましては恰も御祭神明治天皇の御生誕満百年の記念すべき年を迎へたのであります。この事は祀職といまして誠に奇しき御神慮とも拝せられるのであります。就きましてはこの意義深き年に本格的御復興の準備を取進め以て高大無辺なる大御心に答へ奉り国民精神の作興思想の善導をも期したいと存するのであります」(『御復興準備委員会復興奉賛会創立総会関係書類』、明治神宮蔵)。と。

(8) 神社本庁の設立に至る過程に於いての「神社教案」と

「神社連盟案」との対立に関しては、神社新報社編『神道指令と戦後の神道』（前出、六〇～六三頁）、及び、神社新報社編『近代神社神道史』（昭和五十一年、一九一～二〇七頁）参照。

(9) 復興社殿を木造あるいはコンクリートのいずれかで再築するかの問題は、「復興奉賛会」の前身と見做される昭和二十七年十月二十日に開催された「明治神宮復興準備委員会」に於いて、すでに議論が開始されていた。なお、昭和二十七年十一月二十一日に開催された「明治神宮復興準備委員会」の議事録に拠れば、明治神宮当局は、昭和二十七年六月には復興の基本計画を角南隆に立案させていた。

(10) 角南隆「明治神宮の復興造営について」（『神社新報』昭和三十三年十一月八日）。藤岡洋保「明治神宮の建築——日本近代を象徴する空間」（鹿島出版会、平成三十年八月、四三六頁）。

(11) 遷座祭の折、鷹司宮司は病氣静養中の為、社務所玄関前に於て奉拝した。

(12) 神宮学の権威、中西正幸は、明治二十二年度と昭和四年度とに、それぞれ伊勢の神宮に於いて齋行された式年遷宮、とりわけ遷御の儀の御列を事例として挙げて、次のように述べている。「明治二十二年の御列を見ておきますと、前陣・掌典・奉遷使・絹垣・祭主・宮司・後陣というかたちになっています。つまり、絹垣が<sup>(一)</sup>神体で、その前に奉遷使。これは皇室から遣わされた。神宮の祭主ではなくて、それなりの使いが遣わされる。勅使と呼ぶべきなんでしょうけれども、記録の中には奉遷使と出

てきますので、奉遷使と使いました。そして、ご神体の後ろを祭主さんがお歩きになる。そして、その後ろに宮司がつくというかたちです。昭和四年はそうではなくて、勅使という名称が正式に使われました。そして、絹垣が来て、その後ろに祭主さんがおつきになる。宮司はどこへ行ったのかと思うと、絹垣の中に入ってしまったというかたちです。いずれにしても、遷御の儀というものは神宮がやるものではなくて、天皇がやるという姿勢が前面に出ているということを理解してください」（伊勢の御遷宮「明治聖徳記念学会紀要」復刊第五十号、平成二十五年十一月、傍線は筆者。と）。

(13) なお、昭和二十一年十月二十四日、昭和天皇は、愛知・岐阜両県下の地方状況御視察の折、戦災に罹った熱田神宮を非公式に御親拝になっている。その時の状況は、「御拝礼に当たっては、事前に連合国最高司令部の見解を確認し、同司令部から公式と見なされないように注意してほしい旨の希望が出されたため、知事等は扈從せず、少数の側近者のみ供奉しての御拝礼」（『昭和天皇実録』第十、宮内庁、平成二十九年、二一一頁）となった。

(14) 昭和五十二年五月二十七日に開催された「帝国憲法制定史編纂について」と題する会議に於いて、「制定史」編纂の趣旨は、次のように説明された。「明治神宮ではかつて明治天皇昭憲皇太后新輯御集並に明治天皇詔勅謹解の編纂を行ってきたが、今回はその一連の仕上げとして帝国憲法制定史を編纂すること、なった。日本の将来を慮ったとき現憲法を改正し、自主憲法制定の運動が憂国の識者はもとより一般国民世論としても叫ばれ、明治神

(15)

宮としても自主制定を推進しているものであるが、現今の一部の国民感情を鑑み、神宮としては立場上むしろ行動の旗頭となるより帝国憲法を制定する過程においてその根底となった歴史と伝統の国民精神を高く掲げて国体を明らかに解明して見直すことが重要である。次期憲法改正の資料ともなる考へで編纂する」と。

後に井上毅は、「恐くも我が国の憲法は欧羅巴の憲法の写しにあらすして即遠つ御祖の不文憲法の今日に發達したるものなり」(明治神宮編『大日本帝国憲法制定史』五〇七頁)と断言している。

(明治神宮国際神道文化研究所研究員)